



29 高都計第 514 号

平成 29 年 12 月 1 日

高知県都市計画審議会会長 様

高知県知事



高幡圏域（須崎・中土佐・窪川）都市計画区域マスタープランの改定について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり審議会に諮問します。



高幡圏域都市計画区域マスタープラン

須崎都市計画区域、中土佐都市計画区域、窪川都市計画区域

(案)

平成 29 年 12 月

高知県 土木部 都市計画課



目 次

はじめに	1
(1) 圏域都市計画区域マスタープランとは	1
(2) 見直しの背景	2
(3) 計画の基本的事項	2
(4) 圏域の設定	3
1) 圏域の設定理由	3
2) 圏域に所在する都市計画区域	6
1 圏域の現状・見通しと課題	7
(1) 圏域の現状・見通し	7
(2) 圏域の課題	16
1) 圏域全体の課題	16
2) 都市計画区域の課題	17
3) 都市計画区域指定の範囲について	23
2 都市計画の目標	26
(1) 基本的事項	26
1) 目標年次	26
2) 将来フレーム	26
(2) まちづくりの基本理念	27
(3) まちづくりの基本方針	27
(4) まちづくりの考え方と方向性	28
(5) 圏域の将来像	29
1) 拠点と連携軸の設定と役割	29
2) 将来像のイメージ	32
3 区域区分等の方針	33
(1) 区域区分の有無	33
(2) 市街地の拡大・縮小の可能性	33
(3) 良好な環境を有する市街地の形成	33
(4) 緑地等自然的環境の整備または保全への配慮	34
4 主要な都市計画の決定の方針	35
4-1 土地利用に関する都市計画の方針	35
(1) 主要用途の配置の方針	35
1) 住宅地	35
2) 商業・業務地	35
3) 工業・流通業務地	35
4) その他	35
(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針	36
(3) 市街地の土地利用の方針	37
1) 居住環境の改善又は維持に関する方針	37
2) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針	37
(4) その他の土地利用の方針	37
1) 市街地と優良な農地の健全な調和に関する方針	37
2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針	37
3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	37
4-2 都市施設の整備に関する都市計画の方針	38
(1) 交通施設の都市計画の決定の方針	38
1) 基本方針	38
2) 主要な施設の配置の方針	38
3) 主要な施設の整備目標	39
(2) 下水道および河川の都市計画の決定の方針	40
1) 基本方針	40
2) 主要な施設の配置の方針	40
3) 主要な施設の整備目標	40

目 次

4-3 自然的環境の整備または保全に関する方針	41
1) 基本方針	41
2) 主要な緑地の配置および整備の方針	41
3) 主要な緑地の確保目標	42
4-4 都市防災に関する都市計画の方針	43
1) 基本方針	43
4-5 福祉のまちづくりに関する都市計画の方針	46
4-6 都市景観に関する都市計画の方針	46
4-7 まちづくりの方針図	47
5 協働のまちづくりについて	50
用語解説集（50音順）	51

はじめに

(1) 圏域都市計画区域マスタープランとは

都市計画区域マスタープランとは、都市計画法第6条の2に規定された「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のことであり、都市の発展の動向、人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、中長期の視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方針を示すものです。

高知県ではこれまで、都市計画区域ごとにマスタープランを策定してきました。

そうした中で、四国4県では、「四国8の字ネットワーク」の形成に向けた高規格幹線道路及び地域高規格道路の整備が進められ、これに伴う人・モノ・経済等の広域化の影響範囲や土地利用計画を考慮したまちづくりの広域的な調整が必要となってきました。

また、市町村合併による都市の広域化や人口減少社会の中で、コンパクトシティや集落生活圏等といった合理的で効率的な都市の形成が求められ、これまでの都市のまとまり、地域が担ってきた役割・機能を保持しつつ、多様な移動手段を確保し、各都市が連携・補完をしあえるような「広域的な圏域」での調整を図っていく必要があります。

さらに、第6版都市計画運用指針（平成28年11月改正）では「複数の都市計画区域を対象とし、一体の都市計画区域マスタープラン（圏域マスタープラン）を策定することも考えられる。」ということが新たに明記されました。

こうしたことから、地域の将来ビジョンを考慮しつつ、広域的観点から持続可能なまちづくりを進めるため、圏域を対象とした一体の都市計画区域マスタープランを策定します。

都市計画法

（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

第六条の二 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 次条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針

二 都市計画の目標

三 第一号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

3 都市計画区域について定められる都市計画（第十一条第一項後段の規定により都市計画区域外において定められる都市施設（以下「区域外都市施設」という。）に関するものを含む。）は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

(2) 見直しの背景

都市計画区域マスタープランは、おおむね 20 年後の都市の姿を展望した上で都市計画の基本的方向が定められ、市街地の規模、都市施設*及び市街地開発事業*など具体の整備については、おおむね 10 年以内に整備するものを目指して示すものです。

そうした中で、現行の都市計画区域マスタープラン(旧16.3)の策定から 10 年が経過し、高知県では、人口減少、高齢化*、都市部への人口流出等の社会情勢の変化が他県に比べ著しく、同時に都市計画区域における都市構造も変化しています。

また、厚が公表した南海トラフ地震の津波浸水予測や被害想定では、本県にとって大変厳しい結果が示されています。

こうしたことから、これら都市計画を取り巻く環境の大きな変化に対応し、広域的視点から持続可能なまちづくりを進めるため圏域都市計画区域マスタープランを策定します。

(3) 計画の基本的事項

【計画内容】

本計画では、「圏域の現状・見直しと課題」「都市計画の目標」「区域区分*等の方針」「主要な都市計画の決定の方針等」「協働のまちづくりについて」について示します。

【目標年次】

本計画では、おおむね 20 年後(平成 47 年)の将来を展望しながら、市街地の規模、都市施設及び市街地開発事業など具体の整備のおおむね 10 年後(平成 37 年)の目標を示します。

(4) 圏域の設定

1) 圏域の設定理由

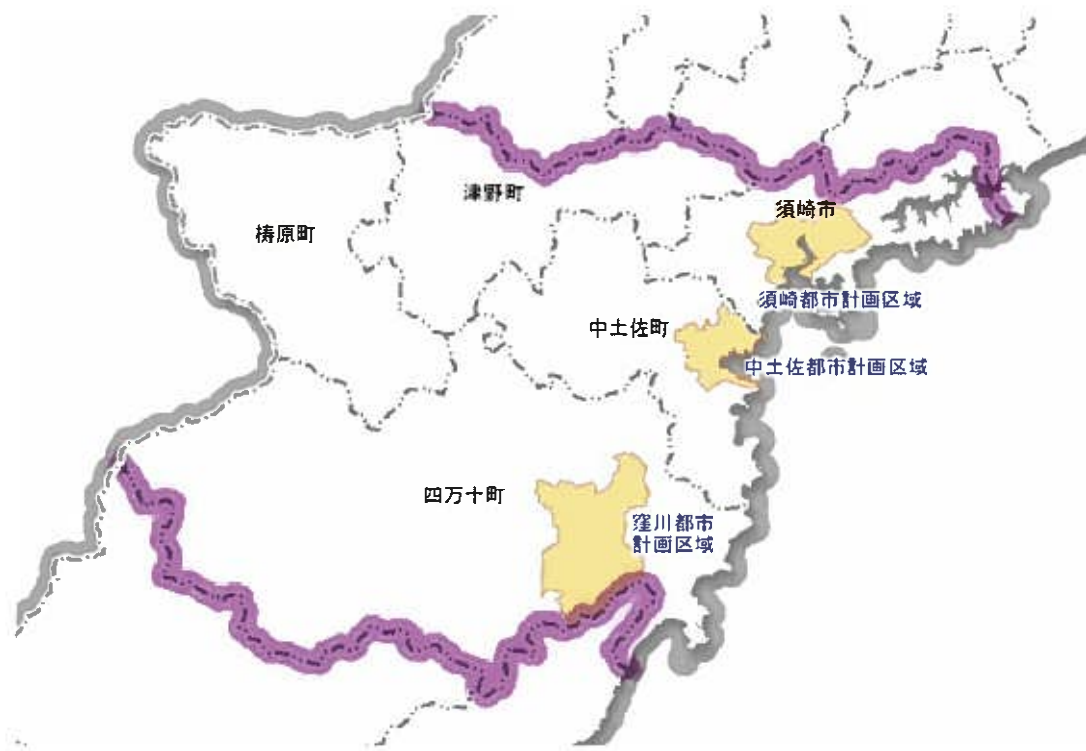
広域的な観点から生活圏域等を分析するとともに、上位・関連計画等で設定された圏域を考慮し、高幡圏域を下図のとおり設定します。

下図に示す1市4町で構成する高幡圏域は、本県を中心とする高知市の西側に位置し、急峻な山地と太平洋に挟まれ、地形条件が厳しく、都市的な土地利用は、須崎市、中土佐町、四万十町の一部に限定されています。

また、人口減少や産業低迷等による地域活力の低下など、本圏域では共通の課題に直面しています。

そうしたなかで、須崎市を中心とする圏域の結びつきを深め、商業・業務、医療・福祉、行政サービスなど都市機能や通勤・通学等を補完し合い、持続可能なまちづくりを目指しています。

■ 高幡圏域位置図

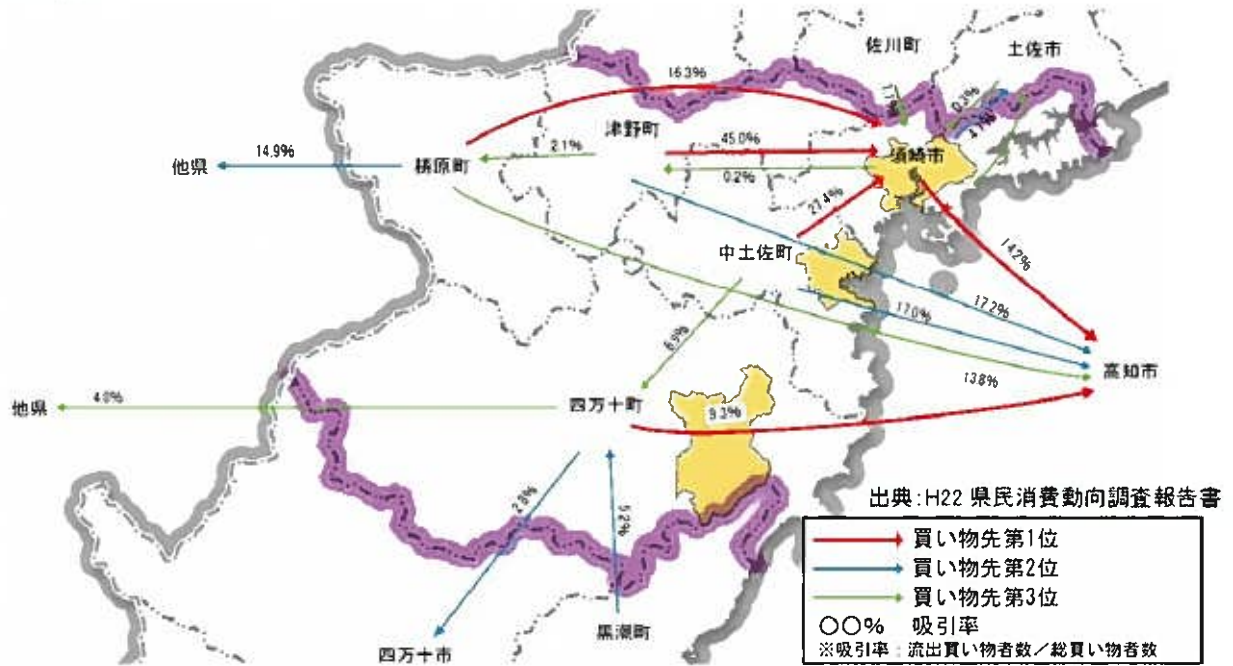


高幡圏域都市計画区域マスタープラン(案)

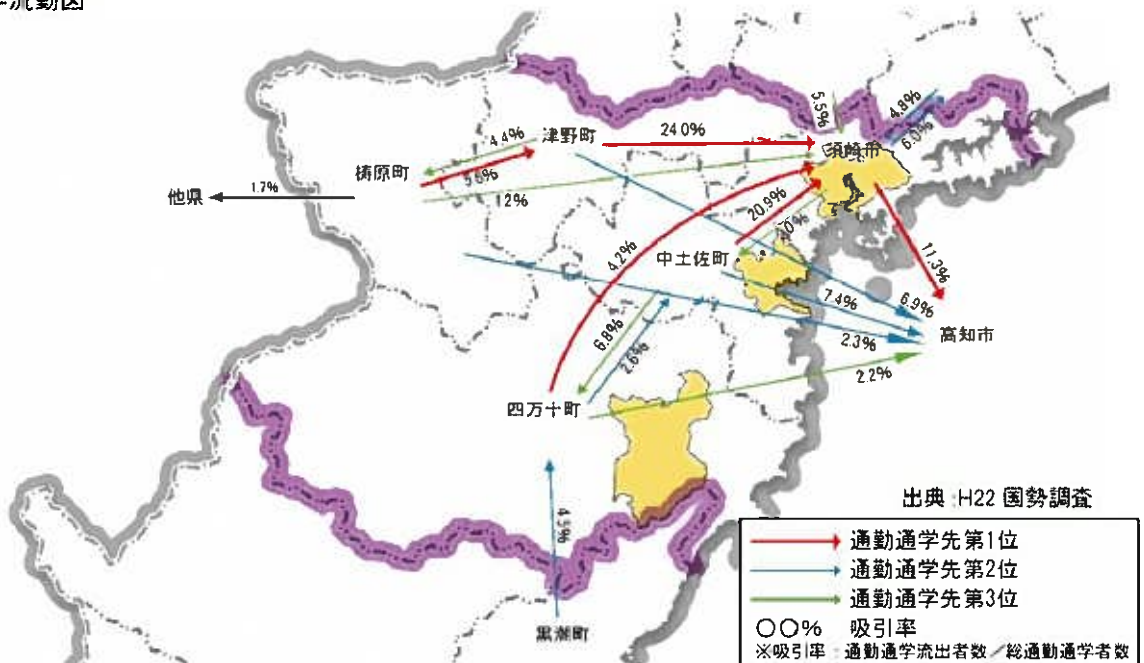
【生活圏域】

高幡圏域の買い物流動をみると、須崎市と津野町、中土佐町および禰原町、四万十町と中土佐町の結びつきが見られ、高幡圏域としてまとまった日常的な商圈を形成しています。また、通勤通学流動をみると、須崎市を中心として他の4町と強い結びつきが見られます。

■買い物流動図



■通勤通学流動図



【上位・関連計画等】

上位・関連計画等となる「広域行政圏（H26.5 現在）」「高知県土地利用基本計画（H23.3）」「高知県産業振興計画（H27.3）」「第6期高知県保健医療計画（H25.3）」をみると、それぞれ以下のとおりに圏域を設定しています。

■ 広域行政圏



■ 高知県土地利用基本計画及び高知県産業振興計画



■ 第6期高知県保健医療計画



2) 圏域に所在する都市計画区域

高橋圏域に所在する都市計画区域は、「須崎都市計画区域」「中土佐都市計画区域」「窪川都市計画区域」です。

表 圏域内都市計画区域の状況（H22年現在）

都市計画区域名	構成都市	面積 (ha)	人口 (千人)	区域区分 (用途地域*: ha)
須崎	須崎市の一部	約 3,118	約 14.8	なし
中土佐	中土佐町の一部	約 1,682	約 4.4	なし
窪川	四方十町の一部	約 7,442	約 7.2	なし

1 圏域の現状・見通しと課題

■高橋圏域位置図



(1) 圏域の現状・見通し

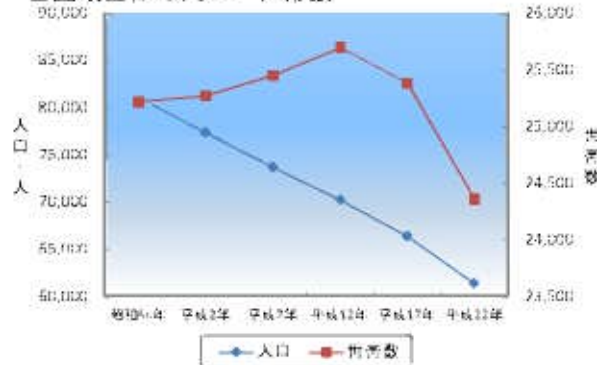
【地勢】

- ・本県西部に位置する高橋圏域は、北部は上佐市、佐川町、越知町および石庭川町に、南部は黒刺町および四万十市に、西部は愛媛県に接し、東部の太平洋沿岸に沿った低地に都市的な土地利用が限定されています。

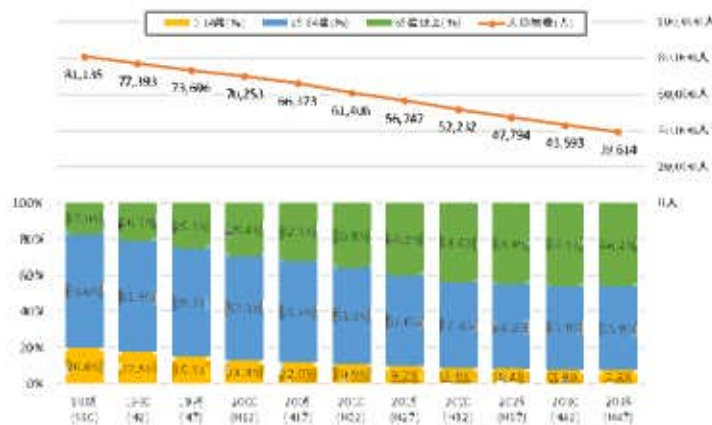
【人口】

- ・高橋圏域の過去 25 年間の人口は減少も続けており、特に老年人口の増加が顕著で、少子化・高齢化が進行しています。また、圏域の世帯数は、平成 12 年までは増加傾向が見られますが、平成 17 年から減少に転じています。
- ・都市計画区域を有する須崎市、中上佐町、四万十町それぞれの総人口および都市計画区域内人口を見ても、これまでの人口減少の傾向は今後も続くことが予測されます。
- ・なお、各市町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で設定された人口ビジョンでは、施策推進による人口減少の抑制を前提とし、一般推計（国立社会保障・人口問題研究所）よりは高い値で人口の将来展望が示されています。

■圏域全体の人口・世帯数



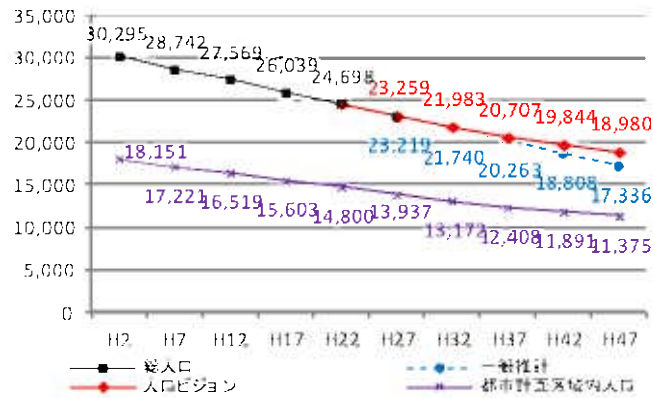
■圏域全体の総人口・年齢3区分別人口



資料：国勢調査（2010年まで）、国立社会保障・人口問題研究所推計値（2015年以降）

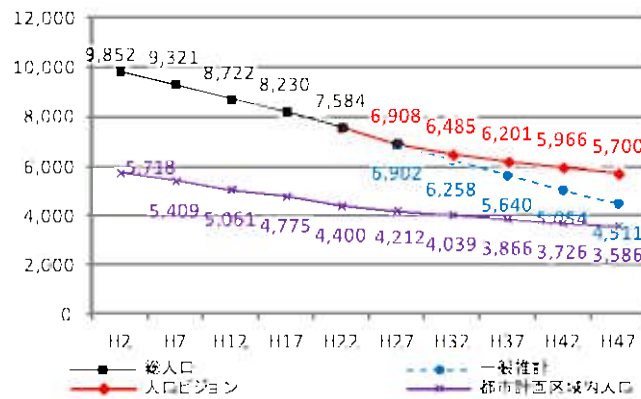
■人口の推移と見通し(須崎市)

図 人口の推移と見通し(須崎市)



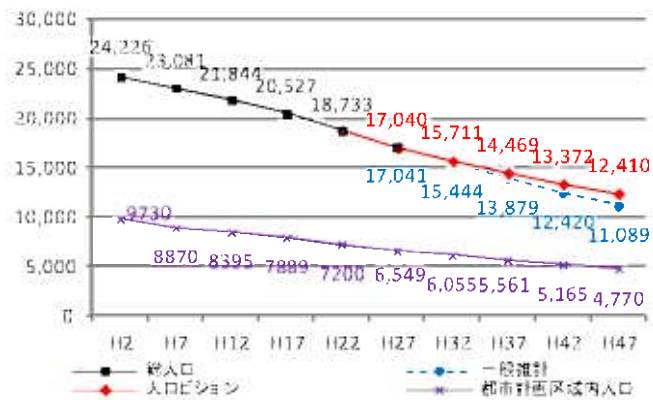
■人口の推移と見通し(中土佐町)

図 人口の推移と見通し(中土佐町)



■人口の推移と見通し(四万十町)

図 人口の推移と見通し(四万十町)



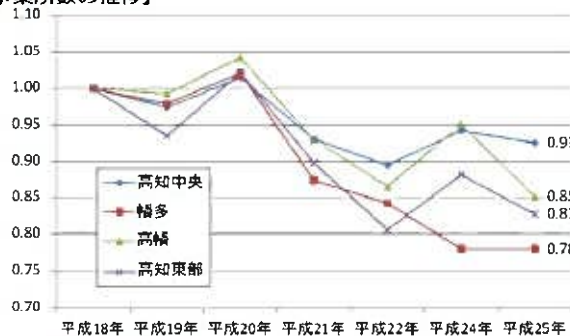
一般推計・・・社人推計
 人口ビジョン・・・まちひとしごと創生総合戦略より、自然域の縮小や社会域に向けた一律の縮
 減を講じた推計

【産業等】

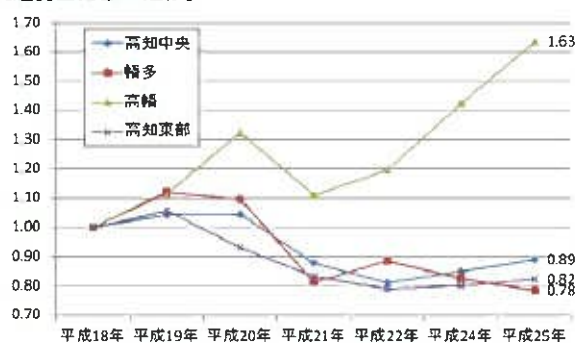
- ・高橋圏域では、第1次産業によって築えてきた経緯があり、全国シェアの上位を誇るミョウガやショウガの栽培が盛んであるほか、高橋ヒノキなどの豊富な森林資源も有し、木質バイオマスの利活用など地域環境に配慮した森林整備等に積極的に取り組んできましたが、近年は、後継者不足等の問題に直面しています。
- ・高橋圏域の事業所数は増減を繰り返しながらも、長期的には減少傾向にあり、また、店舗数は一貫して減少傾向にあり、特に平成19年以降はその傾向が顕著になってきています。
- ・製造品出荷額は、他の圏域がおおむね横ばい状況にある中、高橋圏域では平成21年以降に顕著な増加が見られます。これは、平成16年に太陽光発電に関する事業を行う企業が須崎市に進出し、平成21年に事業規模を拡大したことが要因と考えられます。
- ・商品販売額は、高橋圏域では平成14年からの数年間はほぼ横ばい状況でしたが、平成19年以降は減少傾向にあります。
- ・高橋圏域には、四国における国の重要文化的景観として指定された8地域のうち5地域が存在しているほか、黒潮に恵まれた豊かな海や能馬脱藩の道などといった優れた自然資源や観光資源等を有しており、高速道路の延伸効果とあわせて都市部からの滞在型・体験型の観光推進に積極的に取り組むために、これらの地域資源等を交通ネットワーク、情報ネットワークによりつなげることで観光交流の促進が図られています。

■工業動向（圏域全体）
（H18を1.0とした場合の割合）

【事業所数の推移】

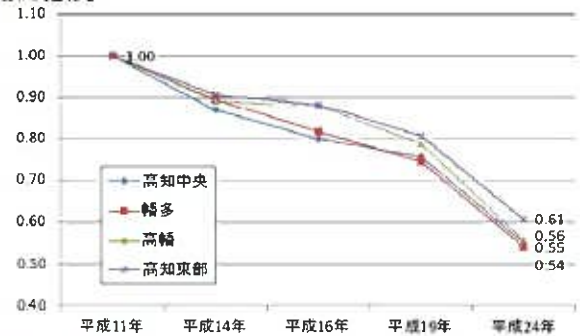


【製造品出荷額の推移】

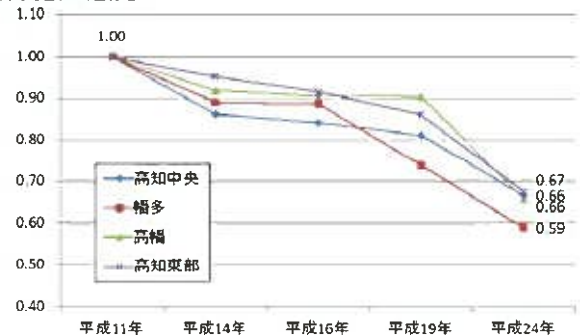


■商業動向（圏域全体）
（H11を1.0とした場合の割合）

【店舗数の推移】



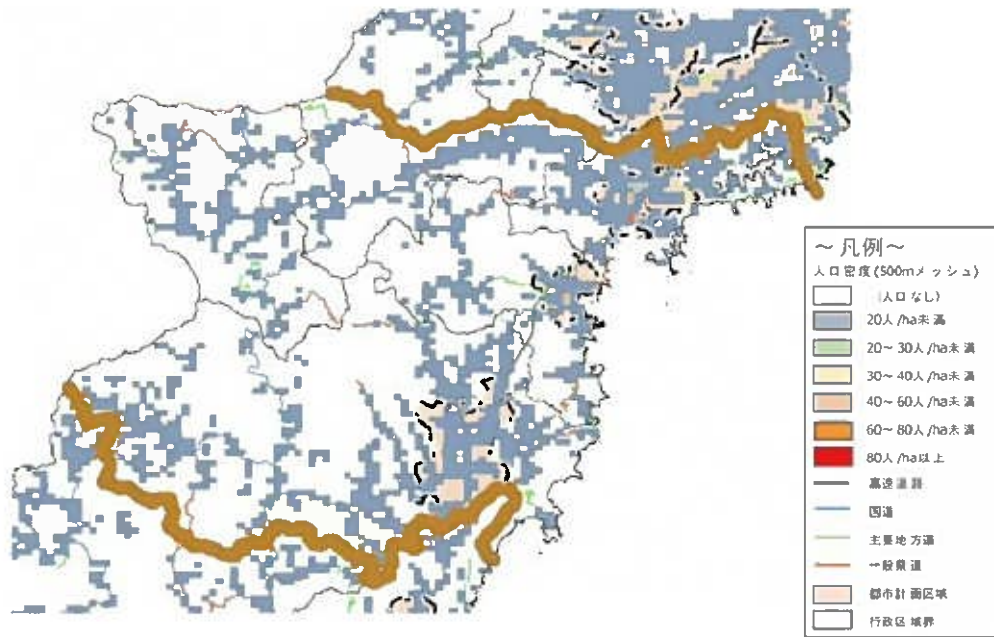
【商品販売額の推移】



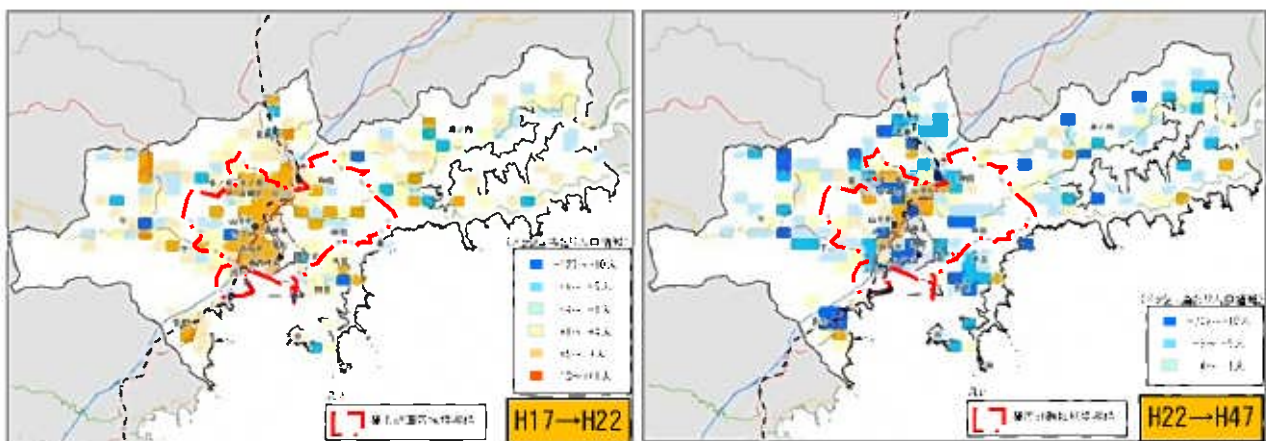
【市街化動向】

- ・高橋圏域においては、顕著な市街化動向は見られませんが、須崎、中十佐、窪川の各都市計画区域の周辺にあつては、幹線道路沿いには人口分布が拡散しつつある傾向が伺えます。
- ・須崎都市計画区域における既成市街地では、人口集積が低くなる傾向がみられますが、中十佐および窪川の各都市計画区域における人口分布はおおむね現状で推移しています。

■圏域全体の人口分布：H22

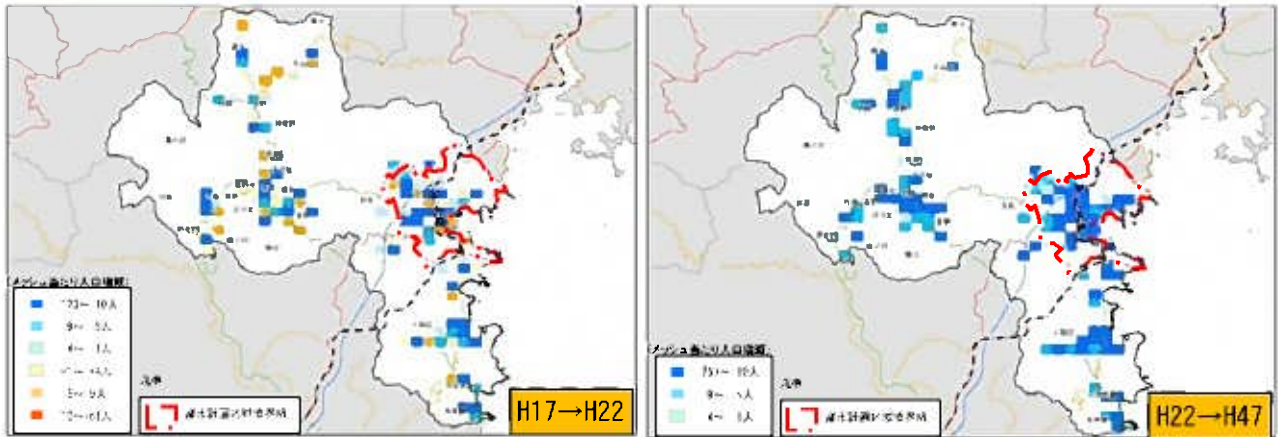


■人口分布の推移(須崎市)



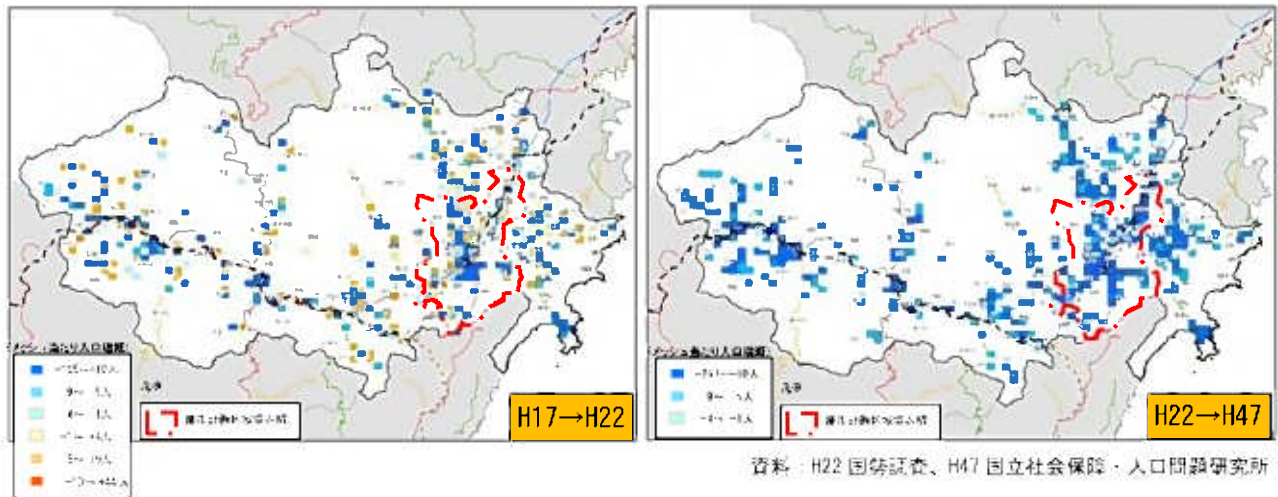
資料：H22 国勢調査、H47 国立社会保障・人口問題研究所

■人口分布の推移（中土佐町）



資料：H22 国勢調査、H47 国立社会保障・人口問題研究所

■人口分布の推移（四万十町）

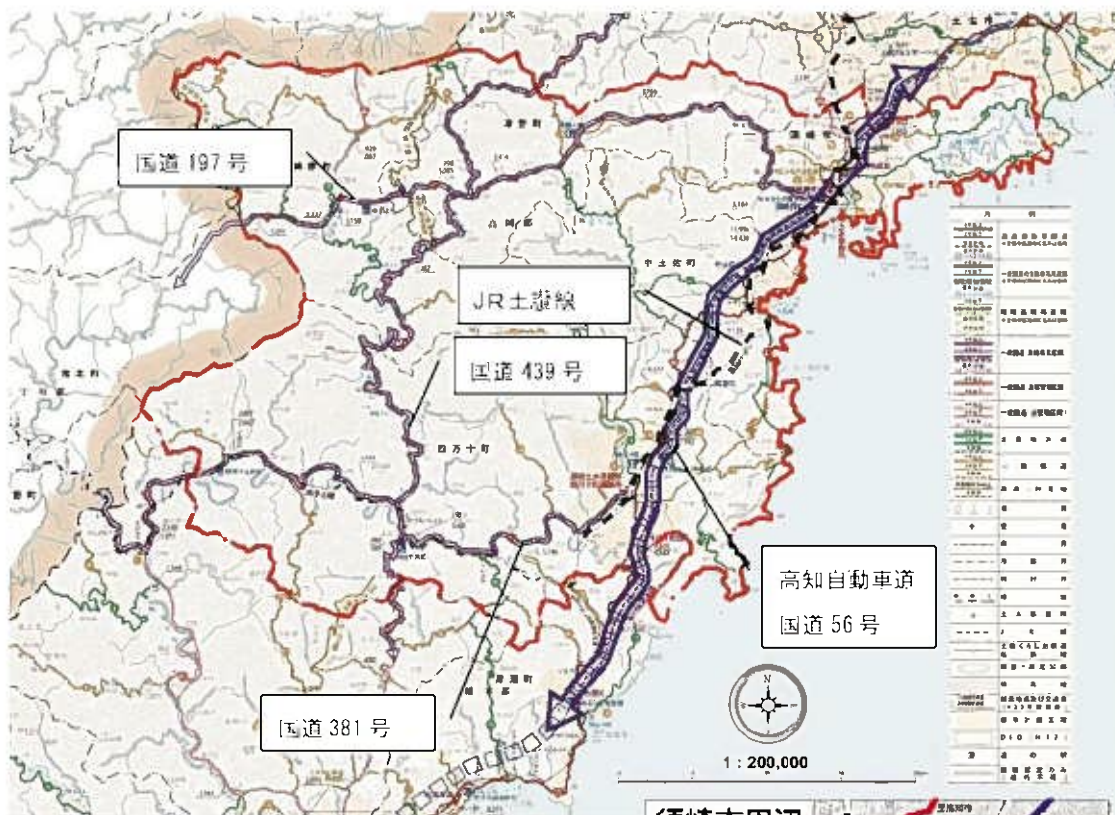


資料：H22 国勢調査、H47 国立社会保障・人口問題研究所

【道路・交通】

- ・幹線道路網については、沿岸部を貫く国道 56 号を骨格とし、国道 197 号、国道 381 号、国道 439 号、主要地方道、一般県道が山間部の主要集落を結節しています。
- ・また、四国縦断自動車道については須崎西インターチェンジ（以下、IC）～四万十町中央IC間が無料区間として 1024 年度までに完成供用しており、災害発生時の代替性の確保に加え、圏域の一体性を高めるほか、高知広域都市計画区域や幡多圏域との広域連携の強化につながることを期待されます。
- ・公共交通については、JR土讃線、JR予土線、土佐くろしお鉄道中村線が四万十町で結節しています。

■高知県道路管内図



■四国8の字ネットワーク整備状況



資料：「四国8の字ネットワーク」パンフレット（高知県）一部改編

【港湾】

- ・地域経済を下支えする海上交通の拠点として、高幡圏域内には須崎港、久礼港、上ノ加江港の県管理港湾が整備されています。
- ・災害時における復旧・復興拠点としての役割を担う防災拠点港として、須崎港、久礼港を位置付けています。

【自然環境】

- ・本圏域には、リアス式の美しい景観を創り出している「須崎湾県立自然公園」や、白浜と松林の織りなす海岸線と半島先端の断崖があいまって美しい風景を創造している「興津県立自然公園」に加え、日本三大カルストのひとつである四国カルスト一帯を占める「四国カルスト県立自然公園」が存在しています。
- ・また、国の重要文化的景観にも指定された四万十川の中上流域が存在する自然環境資源に恵まれた地域であり、これらの豊かな自然環境を守りながら、観光や林業などの関連する産業に活かしていく取り組みが進められています。



横浪黒潮ライン
(須崎市)



四国カルスト
(津野町・橋原町)



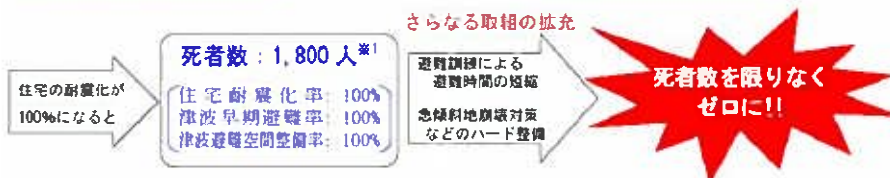
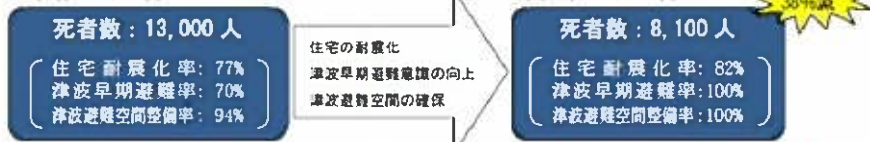
四万十川
(四万十町)

【災害等】

- ・南海トラフで、最大クラスの地震が発生した場合、圏域の大部分で最大震度も強以上の揺れど、津波が短時間で海岸線に到達することが予測されており、沿岸部を中心に甚大な被害の発生が懸念されています。
- ・これまで台風や集中豪雨による被害にたびたび見舞われ、自然災害への備えが重要となっています。

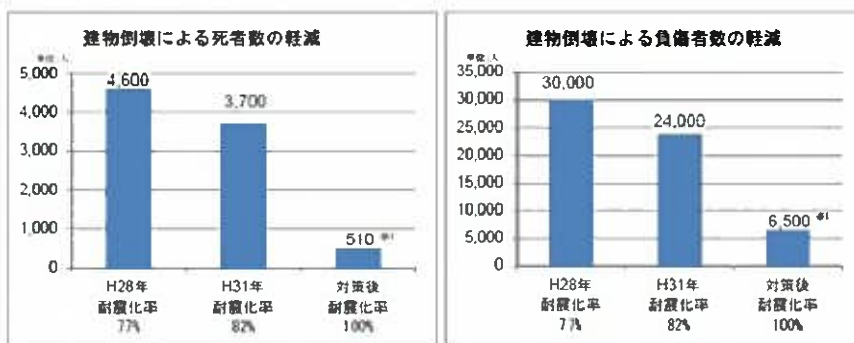
■南海トラフ地震対策行動計画

【住宅の耐震化、津波から早期に避難する意識の向上等による被害軽減効果】
<平成28年3月>



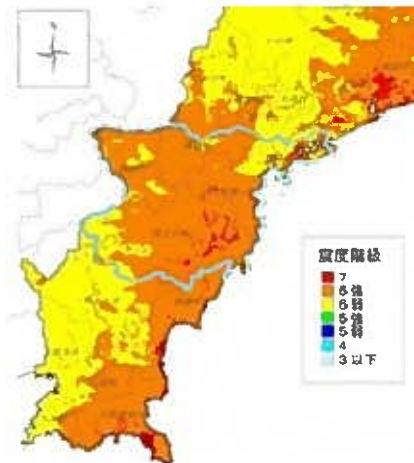
【取組による被害軽減効果】

(1) 建物の耐震性の強化



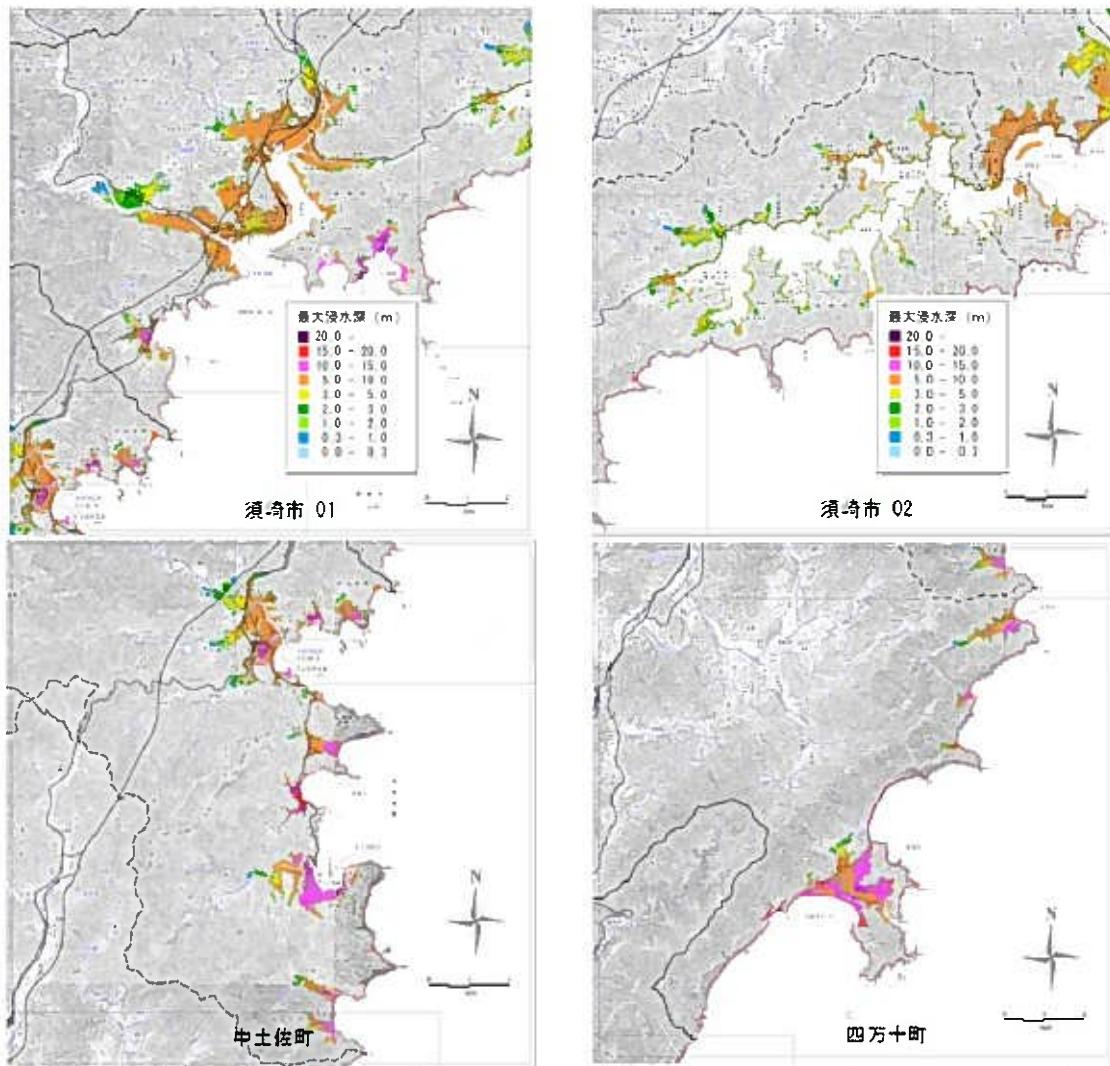
※1 国土建研の調査に基づく被害をもちから中級レベル(1.5m)の地震・津波に対する被害を、平成17年度調査値に基づき推計

■震度分布図（最大クラス重ね合わせ）



資料：【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測（高知県）

■最大クラスの津波浸水予測図



資料：【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測（高知県）

南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測で示している地図は、承認番号「平成24情発、第566号」により国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25,000オンラインを複製したものである。

(2) 圏域の課題

1) 圏域全体の課題

【人口減少、高齢化への対応】

- ・高橋圏域は、すべての市町において人口減少が認められ、今後もその傾向が続くと予想されます。また、事業所や従業員数も減少傾向にあり、中心市街地の空洞化が進行しています。基幹産業である農業や漁業、生産性を維持している工業についても、労働人口の減少により、維持が難しくなることが予想されます。
- ・圏域の活力や産業を維持するために、日常生活に必要な商業機能の維持・立地誘導・適正配置、基幹産業である農業、漁業の生産基盤の維持、高速道路のIC周辺における土地利用の検討等が必要です。
- ・中心市街地においては、住商工混在の土地利用、商店の廃業等による住宅用地への転換、外縁部での開発の進行がみられます。今後は、中心市街地の空洞化、低密度化が更に進行すると予想されます。そのため、中心市街地における未利用地の活用等の適正な土地利用の誘導が必要です。

【公共交通の維持や利便性の向上】

- ・高橋圏域には、公共交通空白地が存在し、今後も利用者の減少により公共交通の維持が困難になることが予想されます。幹線道路網の整備については、都市機能の集積を誘導・支援する観点を持ちつつ、高齢社会における重要な移動手段である公共交通ネットワークの確保とそれらを支援するための交通結節点および周辺を整備が必要です。

【豊かな自然環境、地域資源の保全と活用】

- ・高橋圏域は、県立自然公園地域が複数存在するなど自然環境が豊かな地域です。主要な観光資源である横浪半島、須崎湾、城山、双名島、四万十川などの保全および観光への利活用を図り、広域交流を促進することが必要です。

【大規模災害への対応】

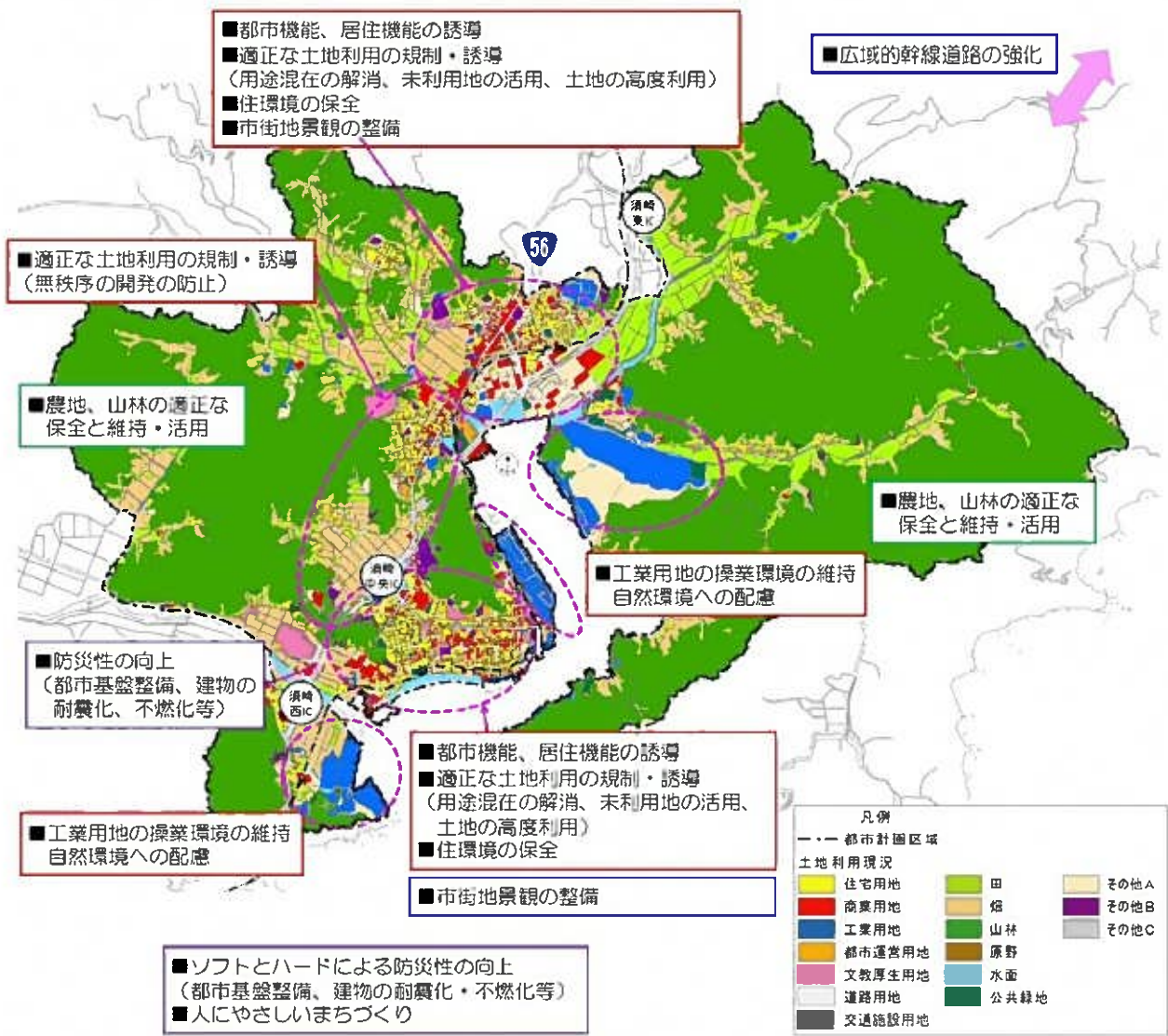
- ・高橋圏域では、南海トラフ地震が発生した場合に甚大な被害が予想されるため、建物の耐震化・不燃化、避難路・避難場所の整備、高台への居住機能の移転・誘導等、防災対策の推進が必要です。また、市街地の周囲に土砂災害危険箇所が点在し、乱開発の抑制が必要です。
- ・大規模自然災害の発生に備えて、ハード・ソフト両面からの対応を推進するとともに、長期的な視点に立った市街地構造の見直しなど、災害に強いまちづくりに向けた都市基盤整備等を進める必要があります。

2) 都市計画区域の課題

ここでは、都市計画区域における課題を整理します。

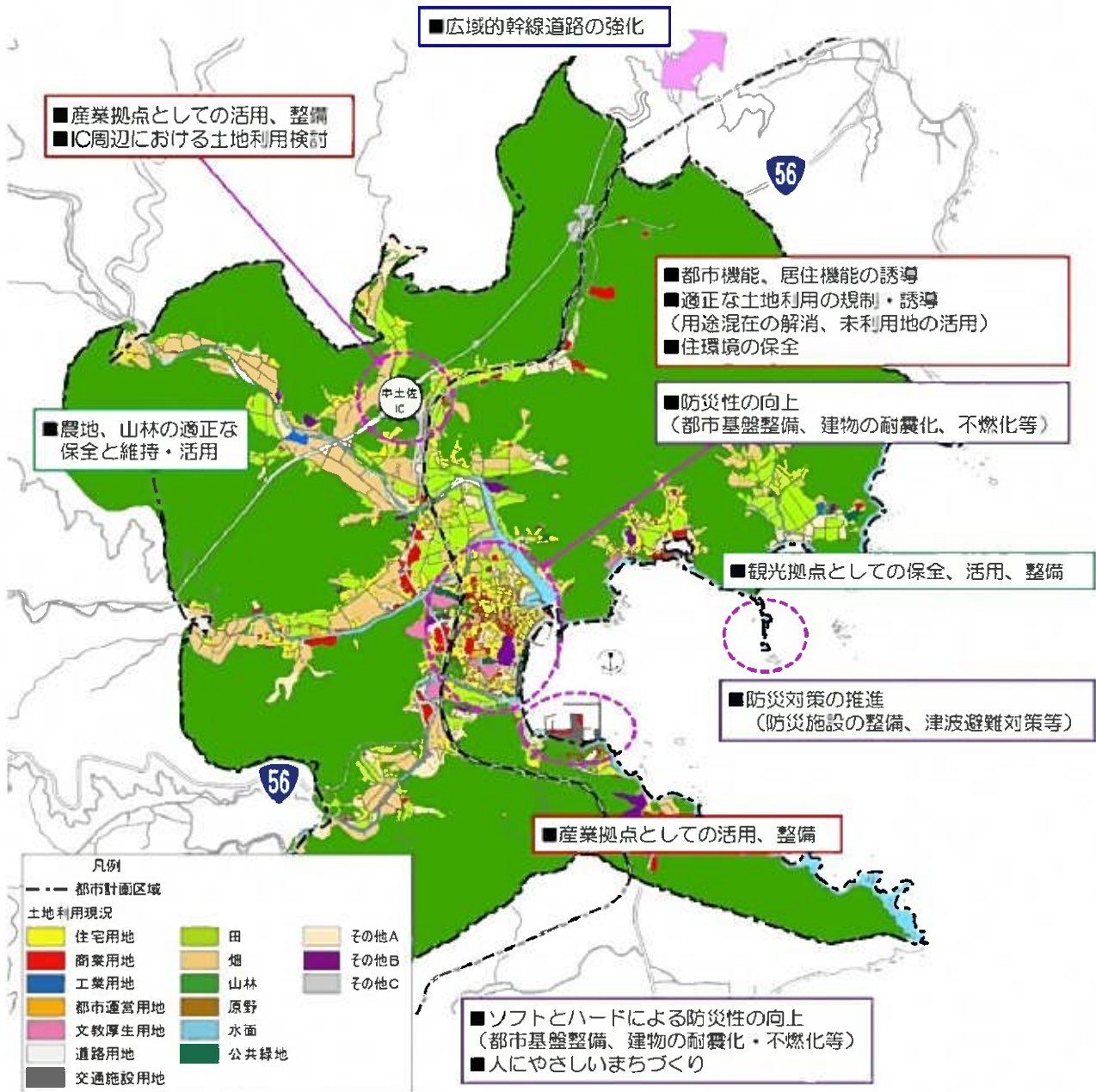
【須崎都市計画区域】

区分	現状・見通し	方針
土地利用	<p>■産業・土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地における空洞化、低高度化の進行が予想される。 ・中心市街地から中間地区への商業機能のシフトが予想される。 ・市街地の周囲における耕作放棄地等の増加や宅地への転用の進行が予想される。 ・北部の既成市街地（JR大間駅・JR多ノ舞駅周辺）から中間地区の周囲にかけては、在留工の混在が広範囲に広がっている。 ・基幹産業である農業や漁業に労働人口の減少により、維持が難しくなることが予想される。 ・工業は事業所数は減少傾向にあるが、生産性は向上している。 <p>■建物用途ほか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地は、古い木造建物が密集している。 <p>■空き家、街路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の空き家率が高い。 ・若い世代による古商家を活用した芸術的な取り組みなどにより、交流の場の創出などに努められている。 	<p>■住宅地、商業地等の適正配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地における未利用地の活用等、適正な土地利用の誘導 ・中心市街地等の人口集積地周辺への都市機能、居住機能、日常生活に必要な商業機能の誘導 <p>■生産基盤の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹産業である農業、漁業の生産基盤の維持 <p>■市街地等における防災性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地における建物の更新・耐震化、空き家の発生防止と活用など、市街地の防災性の向上と景観の保全 ・集積地の在留者の維持や防災性の向上 <p>■都市機能の集積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間地区周辺における都市機能の集積、景観整備 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地周辺において無秩序な開発を進行させないための、土地利用の誘導
都市施設整備	<p>■交通基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道はJR上越線とあり、高知、桜川方面につながる。 ・国道10号などの幹線道路に沿って路線バスが運行されている。 ・利用者の減少により、公共交通の維持が困難になる可能性がある。 <p>■都市基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の大部分が津波浸水予測区域で、土砂災害の危険箇所も点在している。 ・上地区画整理された中間地区を除く既成市街地は、細街路が密集し、災害による大規模な被害が予想される。 ・税収の減少に伴う財源の不足傾向は続き、新たな都市基盤整備は困難な状況になると予想される。 <p>■下水道及び河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理人口普及率が44.8%（平成27年末）である（都市計画区域外人口含む）。 	<p>■交通ネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的幹線道路の強化 ・公共交通の維持、利便性向上 ・都市計画道路の見直し <p>■汚水処理の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理の普及率拡大 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未整備の都市計画施設の見直し、必要な施設の整備による都市基盤の充実 ・中間地区周辺における都市機能の集積、景観整備
整備又は保全	<p>■自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大部分に農用地区域や森林地域の規制が存在する。 ・県立自然公園地域など自然環境が豊かに存在する。 ・自然環境の観光資源活用による集客が図られている。 	<p>■緑が有する機能の充実と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法規制の継続による、豊かな自然環境の保全 ・農地、山林の適正な保全と維持・活用 ・瀬波半島、須崎湾、城山等の景観保全、観光活用の推進
その他	<p>■災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然が招く厳しい災害に見舞われ、多くの人命と財産を失ってきた。今後30年以内の発生確率が70%程度とされる南海トラフ地震では、甚大な被害が想定されている。 	<p>■ソフトとハードによる防災・減災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の軽減に向けた海岸堤防及び河川堤防の耐震化や河川改修の推進 ・災害発生時の迅速な救援や被害軽減に資する都市施設の整備 ・建物の耐震化や避難施設の整備 ・円滑な避難に向けた支援体制 <p>■人にやさしいまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインの推進



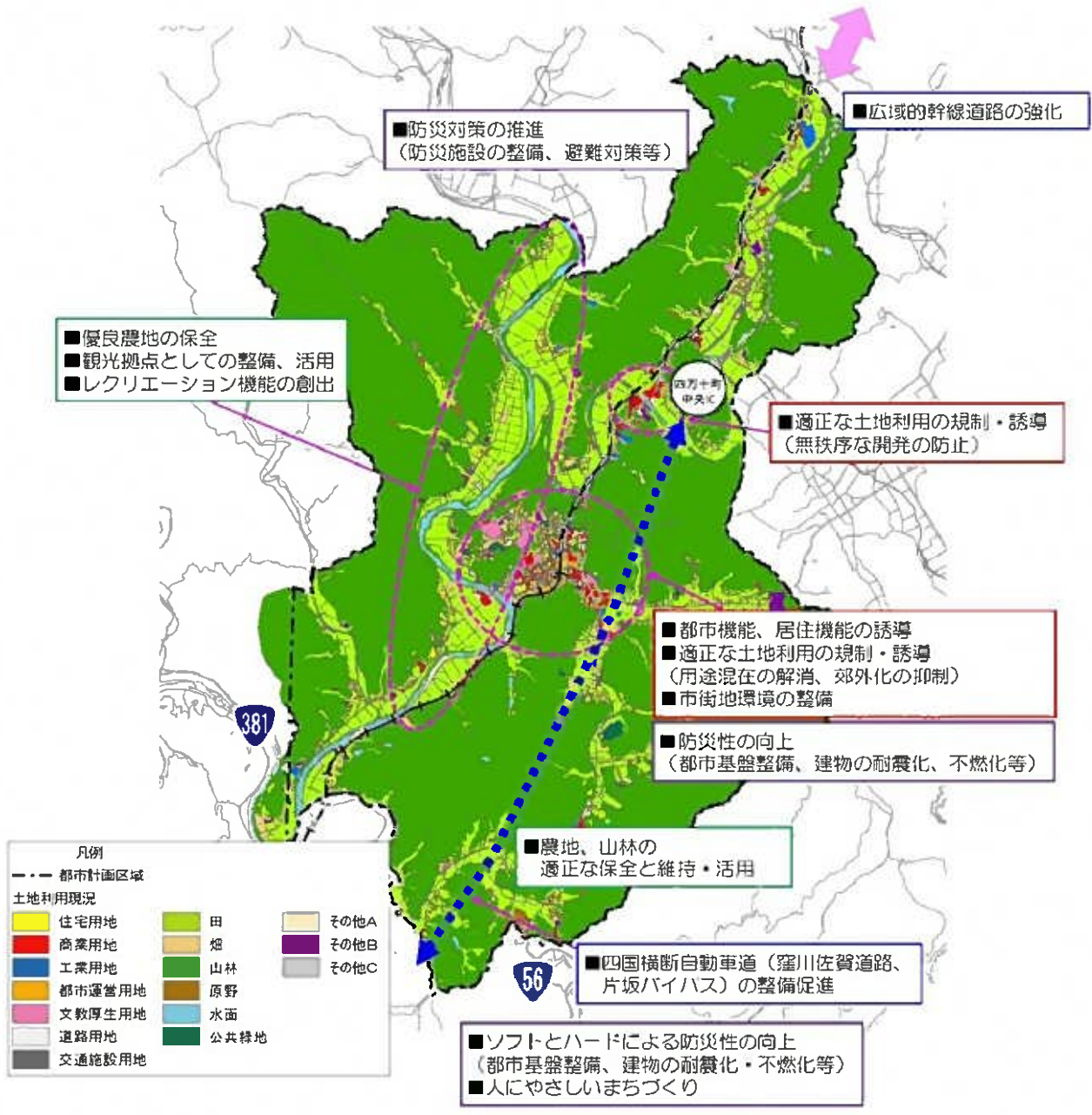
【中土佐都市計画区域】

区分	現状・見通し	方針
土地利用	<p>■産業・土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地（土佐久礼駅、中土佐町役場周辺）は、住商工混在の土地利用で、未利用地も多く、土地利用の転換が少ない。 ・町役場の高層移転に伴い、消防署や保育所等の都市機能の一部も移転され、中心市街地に比較的大きな未利用地の発生が予想される。 ・基幹産業である農業や漁業をはじめ、労働人口の減少により、産業の衰退が続くと予想される。 <p>■開発等動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発許可や農地転用は近年ほとんどみられず、開発圧力は低下し、地域活力の衰退がより一層進行すると予想される。 ・新たな開発は少なく、人口減少や産業の衰退により未利用地が増加し、市街地の低密度化が更に進行すると予想される。 <p>■空き家、街路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地（土佐久礼駅、中土佐町役場周辺）は、住商工が混在し、古い木造建物が密集しているが空き家率も高い。 ・人口減少に伴い、商業機能の衰退や空き家の増加が進行し、市街地の安全性や景観が損なわれることが予想される。 	<p>■住宅地、商業地等の適正配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地における未利用地の活用等、適正な土地利用の誘導 ・中心市街地等の人口集積地周辺への都市機能、居住機能、日常生活に必要な商業機能の誘導 <p>■生産基盤の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹産業である農業、漁業の生産基盤の維持 ・産地拠点等としての、港町の活用、整備 <p>■市街地等における防災性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地における建物の更新・耐震化、空き家の発生防止と活用など、市街地の防災性の向上と景観の保全 ・集落地の住環境の維持や防災性の向上 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地周辺において無秩序な開発を進行させないための、土地利用の誘導
都市施設整備	<p>■交通基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道はJR土讃線がとおり、高知、窪川方面につながる。 ・国道56号などの幹線道路に沿って路線バスが運行されている。 ・利用者の減少により、公共交通の維持が困難になる可能性がある。 <p>■都市基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の大部分が津波浸水や測区域で、土砂災害の危険箇所も存在している。 ・税収の減少に伴う財源の不足傾向は続き、新たな都市基盤整備は困難な状況になると予想される。 <p>■下水道及び河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理人口普及率が41.2%（平成27年度末）である（都市計画区域外人口含む）。 	<p>■交通ネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的幹線道路の強化 ・公共交通の維持、利便性向上 <p>■汚水処理の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理の普及率拡大 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本整備の都市計画施設の見直し、必要な施設の整備による都市基盤の充実
整備又は保全の自然的環境	<p>■法規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大部分に農用地区域や森林地域の規制が存在する。 <p>■自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の観光資源活用による集客が図られている。 ・久礼港区域が「久礼の港と西師町の景観」として、重要文化的景観の指定を受けている。 	<p>■緑が有する機能の充実と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法規制の継続による、豊かな自然環境の保全 ・農地、山林の適正な保全と維持・活用 ・島各島など、地域資源の保全および観光活用 <p>■重要文化的景観の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地における建物の更新・耐震化、道路等の都市基盤整備、市街地の防災性の向上にあたり、文化的景観の保全への配慮が求められる。
その他	<p>■災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然が招く新しい災害に見舞われ、多くの人命と財産を失ってきた。今後30年以内の発生確率が70%程度とされる南海トラフ地震では、甚大な被害が想定されている。 	<p>■ソフトとハードによる防災・減災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の軽減に向けた海岸堤防及び河川堤防の耐震化や河川改修の推進 ・災害発生時の迅速な救援や被害軽減に資する都市施設の整備 ・建物の耐震化や避難施設の整備 ・円滑な避難に向けた支援体制 <p>■人にやさしいまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインの推進



【窪川都市計画区域】

区分	現状・見通し	方針
土地利用	<p>■産業・土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地（四万十町役場周辺）は、商業用地への転換、商店の閉業等による住宅用地への転換が混在し、周辺では宅地化が進行している。 ・人口減少等に伴い、商業の衰退が続き、中心商業地を生活に身近な副都機能の低下が継続すると予想される。 ・河川沿いに優良農地が分布している。 ・中心市街地（四万十町役場周辺）南側の国道56号を国道381号などの幹線道路沿道や四万十町中央1丁付近に商業用地が集積している。 ・基幹産業である農業を生産性を維持している工業についても、労働人口の減少により、維持が難しくなることが予想される。 ・事業所数は減少傾向で、中心市街地（四万十町役場周辺）の空洞化と、国道381号などの幹線道路沿道へのシフトが進行している。 <p>■開発等動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四万十町中央1丁付近の幹線道路沿道は、今後は新しい土地利用の変化は少ないと予想される。 <p>■空き家、街路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地（四万十町役場周辺）は、比較的建物は新しいが、全体的には古い木造建築物が密集し、空き家率が高い。 ・人口減少に伴い、商業機能の衰退や空き家の増加が進行し、市街地の安全性や景観が損なわれることが予想される。 	<p>■住宅地、商業地等の適正配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地における未利用地の活用等、適正な土地利用の誘導 ・公共交通沿線や中心市街地等の人口集積地周辺への都市機能、居住機能、日常生活に必要な商業機能の誘導 <p>■生産基盤の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹産業である農業の生産基盤の維持 ・道路整備や用地の確保など、生産性を維持している工業等の活力維持のための支援 ・地域活力の低下を見据え、基幹道路の延伸等を活用した交流人口の増加対策 <p>■市街地等における防災性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地における建物の更新・耐震化、空き家の発生防止など、市街地の防災性の向上と景観の保全 ・集落地の住環境の維持や防災性の向上 <p>■空き家や未利用地の利活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地における空き家の再利用や移住促進、旧町役場跡地等の利活用、廃屋の除却等の促進 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地周辺や国道56号などの幹線道路沿道、四万十町中央1丁付近において無秩序な開発が進まないよう制御していく。
都市施設整備	<p>■交通基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道はJR土讃線・予土線、土佐くろしお鉄道がとおり、四万十町で結節している。 ・国道381号などの幹線道路に沿って路線バスが運行されている。 ・利用者の減少により、公共交通の維持が困難になる可能性がある。 <p>■都市基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の副都に土砂災害危険箇所が存在し、災害による大規模な被害が予想される。 <p>■下水道及び河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理人口普及率が48.1%（平成27年度末）である（都市計画区域外人口含む）。 	<p>■交通ネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四国横断自動車道（窪川佐賀道路、片坂バイパス）の整備促進 ・広域的幹線道路等の強化 ・公共交通の維持、利便性向上 <p>■汚水処理の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理の普及率拡大 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未整備の都市計画施設の見直し、必要な施設の整備による都市基盤の充実
整備又は保全の自然的環境	<p>■法規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大部分に農用地区域や森林地域の規制が存在する。 <p>■自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四万十川の高南谷絶景区域が、四万十川流域の文化的景観として、重要文化的景観の指定を受けている。 	<p>■緑が有する機能の充実と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法規制の継続による、豊かな自然環境の保全 ・農地、山林の適正な保全と維持・活用（特に、四万十川沿いの優良農地の保全） <p>■重要文化的景観の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四万十川沿いの文化的景観の保全、観光活用
その他	<p>■災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然が招く厳しい災害に見舞われ、多くの人命と財産を失ってきた。今後30年以内の発生確率が70%程度とされる南海トラフ地震では、甚大な被害が想定されている。 	<p>■ソフトとハードによる防災・減災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の迅速な救援や被害軽減に資する都市施設の整備 ・建物の耐震化や避難施設の整備 ・円滑な避難に向けた支援体制 <p>■人にやさしいまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインの推進



(3) 都市計画区域指定の範囲について

【須崎都市計画区域】

須崎都市計画区域は、須崎市の一部を都市計画区域として指定しています。

以下の現状および見通しを踏まえ、現行の都市計画区域の維持を原則としつつ、将来的に都市の動向に変化が生じた（または変化が見込まれた）際には、必要に応じて区域の拡大・縮小を検討します。

	地区の現状及び見通し	区域変更の必要性
都市計画区域内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来的な人口・産業動向は減少傾向にあり、今後同様の傾向が予測されます。 ・ 平成22年にかけて、既成市街地（ＪＲ大間駅・ＪＲ多ノ郷駅周辺）における人口密度が低下する一方で、新市街地（桐間地区）の形成など一部の地域で人口の拡散がみられます。 ・ 事業所数は、既成市街地（ＪＲ大間駅・ＪＲ多ノ郷駅周辺）の中心部や国道56号沿道での減少が顕著であり、新たな土地需要は見込まれません。 ・ 他方で、須崎道路の開通により新たな工場立地などに伴い、製造品出荷額の増加がみられるなど、注視していく必要があります。 ・ 土地区画整理事業*を行った桐間地区で大規模店舗の出店がみられますが局所的であり、都市計画区域内における大規模な開発行為はほとんどみられません。 ・ 須崎道路等の供用による影響も都市計画区域内にとどまると考えられるため、都市計画道路*等の拡大が必要となるような開発圧力は生じないものと考えられます。 ・ 既成市街地では、秩序ある土地利用が必要です。また、良質な居住環境を維持・創出するためには、都市施設（道路、公共下水道*など）の整備が重要です。 ・ 山林部分では、自然公園など各種法律による規制区域が指定されており、地形条件や人口・産業・開発の見通しからも大きな開発が行われる可能性や都市施設整備の必要性は低いと考えられます。 ・ 巨大地震による甚大な被害が想定されるため、防災又は復興整備として都市計画事業（基盤整備、施設整備など）の導入が考えられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地とその周辺の農地等の平穏地、および隣接山地部分では、現行どおり都市計画区域の維持が必要です。 ・ 市街地の周辺を除く山林については、状況に応じて都市計画区域の縮小の検討を行う必要があります。
都市計画区域外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 須崎東ＩＣ～多ノ郷小学校周辺は、今後、流通業務施設などの進出や、住宅地の高台移転の候補地となりうることから、都市計画区域外に開発が拡大することも予想されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の都市計画区域の維持を原則としますが、今後の動向により都市計画区域の拡大を検討する必要があります。

【中土佐都市計画区域】

中土佐都市計画区域は、中土佐町の一部を都市計画区域として指定しています。

以下の現状および見通しを踏まえ、現行の都市計画区域の維持を原則としつつ、将来的に都市の動向に変化が生じた（または変化が見込まれた）際には、必要に応じて区域の拡大・縮小を検討します。

	地区の現状及び見通し	区域変更の必要性
都市計画 区域内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来的な人口・産業動向は減少傾向にあり、今後も同様の傾向が予測されます。 ・ 平成22年にかけて、既成市街地における人口密度が低下する一方で、内陸部には一部、人口の拡散がみられます。 ・ 事業所数は減少傾向にあり、既成市街地の中心部や国道36号沿道での減少が顕著であり、新たな土地需要は見込まれません。 ・ 開発動向をみても、近年大規模な行為はなく、今後も開発圧力は高くないと予測されます。こうしたことから、今後、新たに大きな土地需要は発せないと考えられます。 ・ 既成市街地では、秩序ある土地利用が必要です。また、良質な居住環境を維持・創出するためには、都市施設（道路、公共下水道など）の整備が重要です。 ・ 山林部分では、自然公園など各種法律による規制区域が指定されており、地形条件や人口・産業・開発の見通しからも大きな開発が行われる可能性や都市施設整備の必要性は低いと考えられます。 ・ 良質な田園環境の保全など、都市と自然の共生を図るためには、現在の都市計画区域を維持していくことが必要と考えられます。 ・ 巨大地震による甚大な被害が想定されるため、防災又は復興整備として都市計画事業（基盤整備、施設整備など）の導入が考えられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地とその周辺の農地等の平坦地、および隣接山地部分では、現行どおり都市計画区域の維持が必要です。
都市計画 区域外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も効率的な基盤整備は必要ですが、都市計画事業による施設整備の必要性は見込まれません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画区域の拡大の検討は行いません。

【窪川都市計画区域】

窪川都市計画区域は、四万十町の一部を都市計画区域として指定しています。

以下の現状および見通しを踏まえ、現行の都市計画区域の維持を原則としつつ、将来的に都市の動向に変化が生じた（または変化が見込まれた）際には、必要に応じて区域の拡大・縮小を検討します。

	地区の現状及び見通し	区域変更の必要性
都市計画区域内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来的な人口・産業動向は減少傾向にあり、今後も同様の傾向が予測されます。 ・ 平成 22 年にかけては、中心市街地（JR 窪川駅・四万十町役場周辺）において人口密度が低下しています。 ・ 事業所数は、平成 18 年から平成 21 年にかけては既成市街地や国道 56 号沿道での減少が顕著であり、新たな土地需要は見込まれません。 ・ 都市計画区域内における大規模な開発行為はほとんどなく、大型小売店舗の出店もみられません。 ・ 既成市街地では、秩序ある土地利用が必要です。また、良質な居住環境を維持・創出するためには、都市施設（道路、公共下水道など）の整備が重要です。 ・ 良質な田園環境の保全など、都市と自然の共生を図るためには、現在の都市計画区域を維持していくことが必要と考えられます。 ・ ただし、山間部の地区については、地形的な制約等から、今後も開発の対象になるとは考えられないことから、都市計画区域からの除外の検討が必要と考えられます。 	<p>一市街地とその周辺の農地等の平坦地、および隣接山地部分では、現行どおり都市計画区域の維持が必要です。</p>
都市計画区域外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も効率的な基盤整備は必要ですが、都市計画事業による施設整備の必要性は見込まれません。 ・ 今後の西国横断自動車道の延伸に伴い、四万十町中央 IC 周辺における流通施設等の立地や、都市計画区域外の四万十町東 IC 周辺への開発地の拡大の可能性もありますが、現時点においてはその傾向はみられません。 	<p>一現行の都市計画区域の維持を原則としますが、今後の動向により都市計画区域の拡大を検討する必要があります。</p>

2 都市計画の目標

(1) 基本的事項

1) 目標年次

本計画は、おおむね 20 年後の都市の姿の展望をもとに、将来目標をかかげます。市街地の規模、都市施設及び市街地開発事業など具体的な整備計画については、おおむね 10 年後の中間目標を設定して計画します。

このため、平成 27 年を基準年として、中間年次を平成 37 年、目標年次を平成 47 年とします。

2) 将来フレーム*

今後も人口減少が続くと予測されるなか、各地域がそれぞれの特徴を活かして自立的かつ持続的な社会を築くことを目的として、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。各地域が「総合戦略」で示した施策を積極的に推進し、出生率の回復、転入促進、転出抑制を図ることを前提として、高崎圏域都市計画区域マスタープランの将来フレーム（都市計画区域人口）を以下のように設定します。

都市計画区域内		基準年 平成 27 年 (2015 年)	中間年次 平成 37 年 (2025 年)	目標年次 平成 47 年 (2035 年)
須崎	人口フレーム	13.9 千人	12.4 千人	11.4 千人
	参考値	(13.9 千人)	(12.1 千人)	(10.4 千人)
中土佐	人口フレーム	4.0 千人	3.6 千人	3.3 千人
	参考値	(4.0 千人)	(3.3 千人)	(2.6 千人)
窪川	人口フレーム	6.6 千人	5.4 千人	4.6 千人
	参考値	(6.6 千人)	(5.2 千人)	(4.1 千人)

※人口フレームは、各市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンから、H27・H37・H47 の人口を推計したものに、国勢調査の結果から算出される各市町村の総人口に占める都市計画区域人口のシェア率を掛け算出した値。

※参考値は、H22 国勢調査を基準とした国立社会保障・人口問題研究所の市町村単位の推計値に、従来の都市計画区域内人口シェア率を掛けて算出した値。

(2) まちづくりの基本理念

本圏域は、市街地を取り囲む森林、太平洋を臨む変化に富んだリアス式海岸、四万十川に代表される美しい川など豊かな自然環境を有しています。これらの自然環境を活かし、良好な生活環境を形成していくため、本圏域におけるまちづくりの基本理念を以下のように設定します。

太平洋と奥四万十の豊かな素材と流通のクロスポイント ～歴史・文化・自然との共生～

(3) まちづくりの基本方針

基本理念を実現するため、以下の3つの基本方針を設定します。

方針① “住んでよし、訪れてよし”のまちづくり

高幡圏域への移住・定住につながるような生活環境や交通体系の整備を進め、都市住民の移住先として住みやすい圏域となるよう受け入れ環境を整え、地域一体となって高幡圏域の活性化に寄与する交流人口の拡大を目指します。

また、豊かな自然環境や優れた地域資源の保全・維持を図りつつ、憩たつき体験や森林セラピー等の地域産業を活かした高幡圏域の認知度を高めるプロモーション活動を積極的に行うことで、国内外から観光目的で高幡圏域を訪れる人々を盛り起こし、交流人口の拡大を目指します。

- 都市機能の適正な配置と整備
- 広域交通網の整備促進
- 地域が誇る自然・歴史・文化資源の保全と活用
- 交流人口及び定住人口の増加

方針② 地域資源を活かした産業を中心とした活気あふれるまちづくり

ミョウガ、材木、カツオなど高幡圏域が保有する既存の地域資源の良さを活かした流通を展開しつつ、産業集約化による効率性と収益性の向上を図ります。

また、あわせて情報発信による認知度の向上や、自然環境や地域資源を活かした産業の維持・でこ入れを通じて、就業の場と担い手を確保し、地域の活気の維持を図ります。

- 地域が誇る自然・歴史・文化資源の保全と活用
- 地域産業によるブランドの魅力の向上
- 交流人口及び定住人口の増加

方針③ 安全で、安心して住み続けられるまちづくり

南海トラフ地震における津波による被災に対しては、海上からの緊急物資輸送の一次拠点港である須崎港、二次防災拠点港である久礼港を復旧・復興拠点として復興に備えます。

また、中心市街地における建物の耐震化・不燃化、避難路・避難場所の確保、高台への居住機能の移転・誘導等の防災対策を推進します。

- 都市機能の適正な配置と整備
- 防災・減災及び復興に向けた基盤整備

(4) まちづくりの考え方と方向性

◇都市機能の適正な配置

高幡岡域においては、須崎市を圏域拠点として位置づけ、周辺地域の都市的サービス等を供給する拠点として、高幡岡域の発展の原動力となる都市機能の拡充を図ります。

特に、既存の市街地や主要な集落に所在する既存ストックについては、都市機能の必要性を配慮しつつ配置の適正化を図ります。

◇広域交通網の利活用

県の中央部を結ぶ四国横断自動車道の整備が四万十町中央ICまで進み、西進の事業が進められています。高幡岡域においては、拠点都市間および各市町の中心地へのアクセス道路となる高規格道路、国道、県道などの広域交通網の利活用により、防災機能の強化、医療サービスの向上、地域産業の維持・振興を図ります。

◇地域が誇る自然・歴史・文化資源の保全と利活用

国指定の重要文化的景観（四万十川流域・久礼港周辺）、横浪・須崎港・奥津の海岸部や四国カルストなどの山地部の県立自然公園に代表される、高幡岡域の特色ある生態系や文化資源の保全を図るとともに、その価値を十分に発掘させた体験型の観光資源としての活用、学習の場としての利活用を図ります。

◇交流人口及び定住人口の増加

近年、豊かな地域資源を活かした体験型短期滞在などの観光情報発信や多様な受入体制の構築により、高知県への移住者が増えており、高幡岡域が移住候補地として選ばれるような魅力ある生活環境整備を進めます。

また、集落活動センターに代表されるような、地域が主体となった交流・移住を支援するほか、高齢者の生活支援サービス等の場づくりを進め、人口の定着につながる支援を進めます。

◇地域産業によるブランドの魅力の向上

高幡岡域が多量保有する魅力あふれる農水産品や工業製品など、豊かな自然資源を活用した地場産業や基幹産業の振興を促進します。

また、特産品の6次産業化は地域経済の活性化に寄与することから、流通や販促につながる連携を支援するとともに、既存の地域資源に付加価値を見出し、圏域ブランドの確立を図ります。

◇防災・減災および復興に向けた基盤整備

高幡岡域は、台風・豪雨が多く、落石・山腹崩壊の発生で幹線道路の通行止めが度々発生しています。また、人々が多く住む沿岸部では、南海トラフ地震による大規模な浸水被害が予測されています。

安全・安心な生活環境を創造するため、都市施設の整備や集落整備による防災・減災対策を進めます。

(5) 圏域の将来像

1) 拠点と連携軸の設定と役割

◇持続可能な都市づくり

【圏域拠点】

圏域内に所在する各都市の相互扶助を支える「圏域の要」として、商業・業務など広域的な役割を担う多様な都市機能を維持・集積する区域

- ・須崎市中心部（旧市街地、新市街地を含む中心市街地）

【地域拠点】

圏域拠点ほどの広域性はないものの、圏域拠点を補完する一定程度の都市機能を維持・集積するとともに、自立した日常生活に必要な生活関連機能を維持・集積する区域

- ・中土佐町中心部
- ・四万十町中心部

【生活拠点】

圏域拠点や地域拠点など、近隣の他地域との連携により都市機能を強化し、日常生活を支える生活関連機能を維持・集積する区域

- ・津野町中心部
- ・橋原町中心部

【自然交流ゾーン】

圏域内の各都市における広域的なレジャーや余暇需要に対応し、定住や交流の促進に寄与する区域

- ・自然公園区域
須崎湾県立自然公園区域、興津県立自然公園、四国カルスト県立自然公園

【広域連携軸】

主に県外や圏域間など広域的な連携・相互補完を担う幹線道路および鉄道

※高速道路網のほか、地域の発展や産業の振興に寄与し、圏域内外の広域的な交通を担う道路

- ・道路網
四国横断自動車道、国道 56 号、国道 494 号
- ・公共交通網
JR土讃線

【圏域連携軸】

主に圏域内の各拠点や各都市における都市活動や産業活動などの相互補完・機能分担を支援・連携する道路

- ・道路網（国道）
国道 197 号、国道 381 号、国道 439 号、国道 440 号
- ・道路網（主要地方道）
県道中土佐佐賀線、県道窪川船戸線

【地域連携軸】

主に圏域内の各拠点や各都市の連携を担うバス交通等、公共交通の整備された道路

- 道路網（一般県道など）
県道須崎仁ノ線、県道窪川中土佐線、県道四国カルスト公園線、県道城川栢原線、県道興津窪川線 など

◇都市活力の維持・向上

【産業拠点】

圏域の持続的な発展に向けて、産業集積や新たな企業の立地・誘導を図るべき区域

- 土地区画整理事業
桐間地区（須崎市）

【交流拠点】

<公園>

広域的なレジャーや余暇需要に対応し、交流の促進に寄与する区域

- 地区公園以上の都市公園
須崎運動公園（運動公園：一部供用）（須崎市）
上分地区公園（地区公園：未供用）（須崎市）
須崎総合公園（広域公園：未供用）（須崎市）
- その他の公園
小草ふれあい公園（中土佐町）

<歴史・文化>

個性ある歴史・文化資産や景観を有する施設または区域であり、これら資源の保全・利活用や交通アクセスの向上を支援することで魅力ある都市づくりに結びつける区域

- 重要文化的景観
『四万十川流域の文化的景観』
栢原川上流区域、栢原川中流区域（栢原町）
北川区域、四万十川源流区域（津野町）
四万十川上流区域、島ノ川国有林区域、萩中川区域、下ル川区域（中土佐町）
高南台地区区域、大正奥四万十区域、四万十川中流区域（四万十町）
『久礼の港と漁師町の景観』
久礼港周辺区域（中土佐町）
- 重要文化的施設
桑田山雪割り桜の里 旧三浦邸
- 四国霊場八十八箇所
岩本寺（四万十町）

＜その他＞

地域資源を活用し、地場産業や観光の振興に寄与する施設または区域であり、広域交流による地域活力の向上を目指して都市基盤の整備を進める区域

- 道の駅
かわうその里すさき（須崎市）
なかとさ（中土佐町）
布施ヶ坂（津野町）
ゆすはら（橋原町）
あぐり窪川、四万十とおわ、四万十大正（四万十町）
- その他の施設
現代地方譚（アーティストインレジデンス須崎）、桑田山温泉（須崎市）
久礼大正町市場、黒潮本陣（中土佐町）
四万十町ホビー館、松葉川温泉（四万十町）
四国カルスト、満天の里、天狗荘（津野町）
雲の上の温泉（橋原町）

【防災拠点】

広域的な防災機能を備えた「総合防災拠点」、県内全域の広域的な医療救護活動の支援を担う「災害拠点病院」、総合防災拠点と連携した緊急物資輸送の拠点となる「防災拠点港」

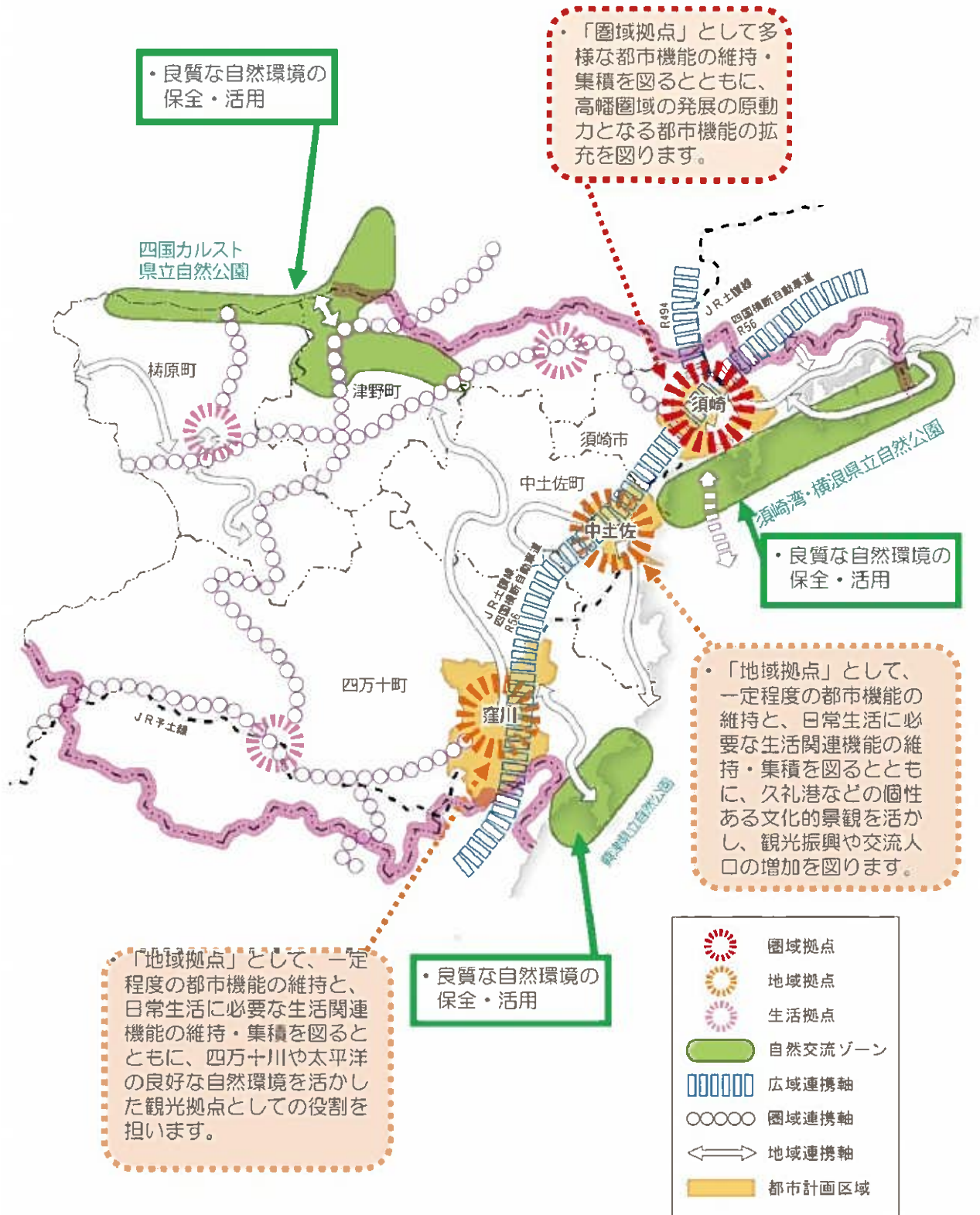
- 総合防災拠点
四万十緑林公園（四万十町）
- 災害拠点病院
須崎くろしお病院（須崎市）
くぼかわ病院（四万十町）
- 防災拠点港
1次防災拠点港：須崎港
2次防災拠点港：久礼港

【小さな拠点】

中山間地域に暮らす人々の生活やコミュニティを守る拠点

- 地域の支え合いや活性化の拠点
集落活動センター
- 小規模で多機能な高知型福祉の支援拠点
あったかふれあいセンター

2) 将来像のイメージ



3 区域区分等の方針

(1) 区域区分の有無

以下の(2)(3)(4)の検討結果より、本圏域では区域区分を定めないこととし、今後の市街地の動向等を踏まえ、都市計画法の連用による良好な都市環境の形成を図っていきます。

なお、以下の(2)(3)(4)では、高幡圏域に含まれる3つの都市計画区域(須崎・中土佐・窪川)のみを対象に検討しています。

(2) 市街地の拡大・縮小の可能性

圏域を山や海に囲まれた本圏域は、主に海沿いと谷間の一部の平地地に市街地や集落が形成され、農地転用による宅地化が若干確認されますが、大きな市街地の拡大には至っていません。

人口は、既成市街地・中心市街地における人口密度が低下する一方で、内陸部には一部、人口の拡散がみられます。しかし、将来的な人口動向は減少傾向であり、今後、人口増による宅地需要の発生は見込まれません。

また、県及び各市町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、一般推計(国立社会保障・人口問題研究所)より若干高い人口の将来展望(政策目標値)が示されていますが、空家や低・未利用地[※]の活用など現在の市街地で収容することができる規模と考えられ、市街地の大きな拡大には至らないものと予測されます。

商業動向をみると、商店数、従業員数、商品販売額のすべてが減少傾向にあり、圏域内で唯一土地区画整理事業が実施された須崎市桐間地区においては大規模店舗の出店がみられますが、局所的であり、それ以外の都市計画区域内においては、既成市街地の中心部や国道56号沿道での事業所数の減少が顕著であり、新たな土地需要は見込まれません。

工業動向をみると、事業所数、従業員数、製造品出荷額については、須崎市で約10年前から太陽光発電事業の進出により増加傾向にあり、中土佐町では減少傾向、四万十町では製造品出荷額は横ばい状況にありますが、今後、新たな工業系市街地が拡大する可能性は低いと考えられます。

また、第3期高知県産業振興計画で目指す拡大再生産が実現した場合においても、生産効率の向上や低・未利用地等の活用など、現在の商業地や工業地等で収容することができる規模と考えられ、産業の見直しとしては、市街地の大きな拡大には至らないものと予測されます。

市街化圧力をみると、近年、須崎市桐間地区の土地区画整理事業が行われたほかには、開発許可(3,000㎡以上)及び大規模集客施設(1,000㎡)の立地予定はなく、新築着工件数及び農地転用は減少傾向にあり、今後も大規模な民間整備等も予定されていません。

(3) 良好な環境を有する市街地の形成

本圏域では、道路や下水道などの都市基盤施設は計画的に整備され、市街地がまとまって一定の区域に集積しています。人口は減少傾向にあることから、今後、都市基盤施設の早急な整備の

必要性は低いと考えられ、また、産業の動向はおおむね減少傾向にあることから、用途混在などの進展による急激な生活環境悪化の可能性は低いと考えられます。

今後も、空き家や低・未利用地などの有効活用を進めながら、良好な都市施設を維持することにより市街地環境の維持・管理を図っていくことが必要と考えられます。

(4) 緑地等自然的環境の整備または保全への配慮

市街地周辺の山林や農地は、地城森林計画対象民有地や農用地区域に指定されています。また、農林漁業が基幹産業であること、人口や産業の動向が減少傾向にあることなどから、開発圧力が急激に高まる可能性は低く、区域区分を行わなくても自然環境の保全や農林漁業の振興に支障をきたす可能性も低いと考えられます。

さらに、都市計画区域周辺は主に森林地域（地城森林計画対象民有林等）や自然公園地域であり、区域外への新たな開発等の可能性が低いと考えられることから、都市計画区域の拡大が必要となるような開発圧力は生じないものと考えられます。

4 主要な都市計画の決定の方針

4-1 土地利用に関する都市計画の方針

(1) 主要用途の配置の方針

1) 住宅地

圏域拠点のように都市機能が集積した地域では、住宅地への利便性が高まるように低・未利用地を有効に活用し、良好な居住環境の形成を図り、維持していきます。

今後は、人口減少が進む中で、大規模な宅地開発等が行われる可能性は低いと考えられることから、既存の住宅地や新市街地及び集落地の住環境の維持に努めるものとし、未利用地の活用、高台への移転等、適正な土地利用の誘導に努めます。

2) 商業・業務地

本圏域の商業・業務地は、住宅地と混在する土地利用で形成されています。中心市街地の商店街では、人口減少等に伴う空洞化が進行しています。これらの対策が課題となっていますが、日常生活に必要な商業機能の維持、立地誘導、適正配置（高齢化を見据えた人口集積地の徒歩圏への配置等）に重点を置いた土地利用の誘導・促進、機能強化を図ります。

また、今後も商業立地における観光施策との連携や、市街地周辺において無秩序な開発を進行させないための土地利用の誘導を図ります。

3) 工業・流通業務地

本圏域の工業地は、須崎港周辺に集約して立地しています。今後も、この既存工業地の機能充実を図ります。

また、その他の地域ではまとまった集積はみられません。

今後とも、工業地、流通業務地については大きな変化は見られないことが想定され、引き続き適正な土地利用の誘導に努めます。

4) その他

本圏域においては、既存市街地、新市街地を取り囲むように、自然緑地が形成されています。また、四万十川や久礼港の漁師町など、自然・観光資源が存在しています。

今後とも、優れた自然環境と都市環境との共存や魅力ある観光資源の保全・活用により、地域活性化や交流機能の拡大を図ります。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

主要用途別の密度構成とおおむねの区域を次のように定めます。

圏域拠点については、業務・商業などにおいて多様な都市機能を持ち、生活関連機能を維持集積していく地域として、土地の中密度利用を図ります。

地域拠点及び生活地域については、地域に必要な商業・業務機能などを配置し、日常生活を支える生活関連機能を維持していく地域として、土地の中・低密度利用を図ります。

これ以外については、低密度利用を図る地域とします。

	中密度利用を図るべき地域	低密度利用を図るべき地域
住宅地	(圏域拠点) ・須崎市中心部 (地域拠点) ・中上佐町中心部 ・四万十町中心部	(地域拠点など) ・その他の住宅地
商業・業務地	(圏域拠点) ・JR須崎駅、多ノ瀬駅、大間駅周辺 ・洞間地区 (地域拠点) ・四万十町役場周辺の市街地	(地域拠点) ・中上佐町既成市街地
工業・流通業務地		・洞間地区 ・須崎港周辺

(3) 市街地の土地利用の方針

1) 居住環境の改善又は維持に関する方針

JR須崎駅周辺および須崎市の既成市街地、JR上佐久礼駅および中上佐町の既成市街地、四万十町役場周辺は、建物密度が高く密集市街地となっていることから、まちなみを活かした住環境整備を検討するとともに建て替え時の不燃化や耐震化を促進します。

空き家など低・未利用地が増加する地区では、その適正な維持管理を所有者に働きかけるとともに、移住者への紹介や、交流拠点としての活用など、目指すべき市街地像や周辺土地利用と整合した有効活用方策を検討します。

計画的に整備された住宅地では、将来にわたってその良質な居住環境の維持に努めます。また、土地利用計画に沿った適切な土地利用の誘導を行うために、現在の土地利用の現況などを踏まえ、将来的な土地利用の交換などを鑑み、必要に応じて見直しを行います。

2) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

都市計画区域内に所在する社寺林などの緑地は、日常生活を潤す貴重な緑として保全を図ります。

また、良質な都市景観を阻害するおそれがある場合は、景観地区の指定等を検討し、保全と活用のバランスの取れた展開を推進します。

(4) その他の土地利用の方針

1) 市街地と優良な農地の健全な調和に関する方針

市街地周辺に広がる農業振興地域内の優良農地は、耕作放棄などによる無秩序な開拓を抑制し、農業振興施策と連携しながら適正な保全に努めます。

2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊や土石流危険渓流、河川氾濫、津波浸水等による災害発生の危険性が高い区域では、災害防止の観点から土砂災害（特別）警戒区域の指定などで、開発を抑制します。

また、既に居住者がいる区域では、防災・減災対策の推進、安全な区域への居住誘導などソフト対策に取り組みます。

3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

都市の自然環境を形成する山林や農地、河川、海岸などの緑地は、都市の環境、防災、治水、水源確保、景観などの観点から保全に努めるとともに、自然とふれあう森林や海洋レジャーカーなどの場として、緑地の活用を図ります。

また、良質な自然環境として特に保全対策が必要な緑地は、自然公園法や都市緑地法などの各種法令や条例等に基づいて検討し、適正な保全および維持を図ります。

4-2 都市施設の整備に関する都市計画の方針

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

1) 基本方針

高槻圏域では、整備が進む四国横断自動車道及び国道 56 号を主軸として、県道等によるネットワークが構成されています。

高規格道路、一般国道、県道等の主要な幹線道路網による快適な交通ネットワークの構築を図るとともに、災害時の避難・輸送ルート確保と各道路間の結節機能の強化を図ります。

また、住民生活に密接に関わる生活道路のうち、道幅が狭い道路については、歩行者や自転車の安全性を高めるとともに、災害時の避難路としての機能の確保を図ります。

鉄道や路線バス等の公共交通は、高齢者や若年者にとって重要な移動手段であることや、観光客にとっても重要な移動手段となることから、利用者のニーズに対応した利便性や機能の向上を図るとともに、地域住民等の移動手段の維持・確保を図ります。

広域幹線道路網の整備を推進するとともに、コンパクトな都市構造を形成し、公共交通網の充実や交通結節点の整備も含めた総合的な交通体系の構築による効率的で機能的な交通ネットワークを形成します。

2) 主要な施設の配置の方針

a) 道路

広域連携軸は、四国横断自動車道と国道 56、494 号で構成され、圏域連携軸は国道 197、381、439、440 号で構成されています。また、主要地方道や一般県道が山間部の主要集落を結節しています。

一方、住民生活に密着した生活道路としての市町道は道幅も狭く、歩行者・自転車と自動車の錯綜や、災害時の避難等の対応に課題があるなど、歩道の整備や幅員の拡張等が必要な箇所が残されています。

今後は、四国横断自動車道及び国道 494 号の整備を促進していくとともに、広域幹線道路網にアクセスする横幹道路については、災害時における緊急輸送ルートとしての性格を持たせた交通環境の形成を目指します。また、市街地内の身近な生活道路については、災害時の避難や、歩道の整備など、安心して安全な道路空間づくりを進めます。

また、長期未整備路線の廃止なども含めて、都市計画道路見直しガイドライン（H19.9 策定）に基づく都市計画道路の見直しを図ります。

b) 公共交通

公共交通機関としては、鉄道はJR十渡線、JR千十線、十佐くろしお鉄道があるほか、民間による路線バス、自治体によるコミュニティバスが運行されています。

都市計画区域内のJR須崎駅周辺やJR大間駅・JR多ノ郷駅周辺、JR土佐久礼駅周辺、JR篠川駅周辺および国道56号等の幹線道路沿道の居住地は、おおむね路線バスの徒歩圏に含まれていますが、市町全体で見ると、公共交通空白地（公共交通不便地域）が存在しています。

このため、今後は、高齢者等の交通弱者の主要な移動手段を存続させるため、路線再編や自治体保有の車両の有効活用等により、コミュニティバスやデマンドバス等の効率的な運営により、利用者のニーズに対応した利便性や機能の向上と効率的な運営を両立させた、持続可能な公共交通サービスの維持を図ります。

また、十佐くろしお鉄道については観光資源開発と合わせた利用促進により路線の維持存続を図ります。

c) 港湾

維持管理計画をもとにした維持修繕の適切な実施により、地域経済を下支えする海上交通の拠点機能を維持するとともに、災害時の復旧・復興拠点としての対応力の強化を図ります。

3) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備する（着手またはその可能性のあるものを含む）施設は以下のとおりです。

■おおむね10年以内に整備予定の施設

都市	種別	都市計画道路名	整備状況（m・m）			整備予定	最終告示	
			計画	改良	概成		年月日	種別
須崎市	道路	3.5.3号 上分大谷線	4430	2917		B	III2.7.4	市
		3.6.7号 臨港線	280	100		B	S58.12.1	市
		3.7.8号 横町線	320	90	200	B	S58.12.1	市
		3.7.9号 古市線	1360		420	B	S58.12.1	市
		3.7.11号 鍛冶町線	180			B	S58.12.1	市

整備予定 A：現在施工中、B：10年以内に着工予定

(2) 下水道および河川の都市計画の決定の方針

1) 基本方針

a) 下水道および河川の整備の方針

公共下水道や合併処理浄化槽の整備促進により、汚水処理の普及率拡大を目指すとともに、施設の適正な維持管理を図ります。

また、河川の治水・利水整備、水質浄化、生物多様性に配慮した多自然川づくり[※]、親水空間の整備等を促進し、安全で親しみやすい河川環境を形成します。

b) 整備水準の目標

公共下水道、合併処理浄化槽による汚水処理については、以下に示すとおり普及率の拡大を目指します。

■汚水処理の目標

都市	種別	現況	目標
		H27	H37
須崎市	汚水処理人口（人）	10,254	17,963
	汚水処理人口普及率（％）	44.9	100
中土佐町	汚水処理人口（人）	3,147	5,001
	汚水処理人口普及率（％）	43.2	87.4
四万十町	汚水処理人口（人）	8,663	9,093
	汚水処理人口普及率（％）	48.1	68.4

2) 主要な施設の配置の方針

効率的な整備を推進するため、既成市街地およびその周辺に広がる新たな市街地を中心に公共下水道を整備し、適正な維持管理による施設の長寿命化を推進します。また、公共下水道の整備が困難な区域では、合併処理浄化槽の普及を図ります。

3) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備する（着手またはその可能性のあるものを含む）施設は以下のとおりです。

■おおむね10年以内に整備予定の施設

都市	種別	備考
須崎市	公共下水道	継続
	合併処理浄化槽等の普及	継続
中土佐町	公共下水道	継続
	合併処理浄化槽の普及	継続
四万十町	合併処理浄化槽等の普及	継続
	公共下水道	新規

4-3 自然的環境の整備または保全に関する方針

1) 基本方針

本圏域は、市街地を取り囲む自然豊かな森林や、太平洋を臨む変化に富んだリアス式海岸、日本最後の清流四万十川に代表される美しい川など、豊かな自然と心安らく環境を有しています。

山、川、海に対する住民の親しみも深く、大切に保全していくことはもちろんのこと、水源を涵養し、災害から都市を守る緑地として、一体となった取り組みが必要となってきています。

これらの豊かな自然環境を活かし、良好な生活環境を形成していくため、適正な緑地の配置や優れた海岸線の保全を図ります。

2) 主要な緑地の配置および整備の方針

a) 環境保全系統

流域住民・自治体と連携し、四万十川の環境保全および文化的景観保全に努めます。

このとき、森林の持つ多面的機能を高度に発揮できるように、水源涵養林や木材生産など、四万十川流域の豊かな森林保全整備事業や、農業基盤整備による農地の集積化・効率化、耕作放棄地の発生防止等の農地保全、かつ、日本の川の原風景が残された日本最後の清流と言われる「四万十川」と支川の再生・保全等に取り組めます。

また、住民による、花いっぱい運動や景観保全運動などの積極的な取り組みに対して、引き続き支援と連携による取り組みを進めます。

一方、残存する天然林の保護および人工林の適正管理を行い、山林の環境保全に努めます。

b) レクリエーション系統

利用者の多様なニーズに応じた機能の充実や公園区域の見直しの検討、適正な維持管理による長寿命化を推進し、利用満足度の高い公園づくりを目指します。

また、観光資源ともなる風致公園や歴史公園、親水空間、森林・海洋レジャー施設などを必要に応じて整備し、地域住民の多様な余暇需要に応えるとともに、交流人口の増加による地域の活性化を図ります。

c) 防災系統

災害発生時に指定緊急避難場所や指定避難所となる都市公園では防災機能や避難生活を支援する機能の充実を図ります。

火災延焼の遅延や防止の観点から、市街地（特に密集市街地）におけるオープンスペースや道路植栽などの確保を図ります。また市街地周辺の農地は、生産の場であり身近な緑の空間でもあります。洪水時の遊水地として市街地への浸水を防ぐ効果もあることから、維持に努めます。

d) 景観構成系統

都市内に所在する社寺林などの緑地は、日常生活をうるおす貴重な緑として保全を図ります。

新莊川をはじめとする河川や森林、海岸線は貴重なオープンスペースであることから、市街地から臨む周辺の緑地や海岸線や良好な景観を形成する海岸部は、本区域の景観を構成する主要な要素として保全を図ります。

3) 主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に整備する（着手またはその可能性のあるものを含む）主要な緑地は以下のとおりです。

■おおむね10年以内に整備予定の施設

都市	種別	名称	備考
須崎市	都市公園	5.5.1号 須崎総合公園	計画28.60ha、市

4-4 都市防災に関する都市計画の方針

本圏域は降雨量が多く、急峻な地形を有する地域では、土砂災害発生の危険性を抱えています。

さらに、南海トラフ地震は、今後30年以内に70%程度の確率で発生すると予測されており、地震発生時には、家屋の倒壊や津波の被害、自然斜面や法面（のりめん）の崩壊、地盤沈下や液状化などのおそれがあります。本圏域では、南海トラフ地震による津波浸水予測において15mを超える浸水が予測されています。須崎市や中土佐町の中心市街地の大部分が津波浸水想定区域となっており、甚大な被害が想定されます。

都市基盤が弱い密な木造密集住宅地などでは、大災害発生時の延焼による被害拡大のほか避難や消火活動が困難になるなど、大災害被害についても配慮する必要があります。

防災・減災のまちづくりの推進に向けて、東日本大震災はもとより、これまでの震災や水害等の教訓を踏まえて策定された「高知県地域防災計画」をはじめとした各市町村の「地域防災計画」や「高知県強靱化計画」などに基づき、災害を未然に防ぐための防災対策を行うとともに、被災時においても、被害を最小限に抑え、災害時の安全性を確保した減災のまちづくりを進める必要があります。

県では、平成27年に「高知県震災復興都市計画指針」を策定し、「命を守る」対策として最優先で取り組んでいる避難路・避難場所などの津波避難空間の整備に加え、「命をつなぐ」ための応急期の対策に取り組んでいます。

1) 基本方針

都市防災については、関係機関が連携し防災対策を強化していきます。

特に南海トラフ地震に備えるために、防災・減災に向けた「事前」と、地震発生後の速やかな「応急」「復旧」「復興」の各段階に対する備えの強化と、迅速に行動するための計画・体制づくりが必要です。

そのため、応急・復旧対策に不可欠な橋梁の耐震補強や人的被害を軽減する効果の大きいハード対策を重点的・選択的に実施するとともに、津波による浸水予測や土砂災害を考慮した適正な土地利用を行います。また、避難路や避難場所の周知など誰もが安全に避難することができる体制づくりや避難計画の策定、地域の防災力の向上などのソフト対策を適切に組み合わせながら、計画的に防災機能の強化に取り組んでいきます。

◇総合的な対策

- ・災害時の避難地や防災拠点、緊急輸送道路、避難路の確保・機能強化を図るための都市公園や道路の整備、防災ネットワークの形成を図ります。
- ・また橋梁、トンネル、擁壁や法面といった道路構造物を定期的に点検し、必要な場合には補修、補強を行う予防保全的な維持管理を図ります。
- ・県民に、生活空間の危険性の確認、緊急時に迅速に避難ができるような防災マップや洪水ハザードマップなどの作成、様々な情報提供を実施します。
- ・災害時における行政サービスや民間の企業活動の継続、早期事業活動再開に向けた事業継続計画（BCP）の策定を推進します。
- ・地域コミュニティの形成を通じた「自助」「共助」の強化の支役による防災意識の向上を図ります。
- ・さらに、災害時の避難地や防災拠点、避難路の確保・機能強化を図るため、必要な都市基盤（道路・都市公園）等の整備、風水害を予防する施設整備、耐震化や不燃化など建築物の安全確保、ライフライン等の機能確保などの対策を推進し、災害に強い圏域づくりに努めます。

◇地震・火災・津波対策

- ・地震に強い圏域づくりを行うため、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物および施設等についての耐震性の確保を行うとともに、建築物の不燃化・難燃化を図ることにより、安全性の向上を行います。
- ・木造密集住宅地における、市街地開発事業の実施による密集地の解消、道路や緑地の整備による避難路やオープンスペース、延焼遮断空間の確保を促進します。
- ・南海トラフ地震の津波による浸水被害が想定される地域については、避難路等の閉塞リスク低減に努めます。
- ・津波や長期浸水に対する事前の被害軽減対策として、被災を受ける可能性の高い地域の都市機能や住宅地を対象とした、高台移転及び現地での高層化・耐震化などの検討を進めます。
- ・須崎港海岸などの海岸堤防、新庄川などの堤防の耐震化を推進します。
- ・被災後の市街地の応急対策・復旧・復興に向けた事前検討と体制づくりを推進します。
- ・高台のない沿岸部には、津波避難タワーなどの配置で適切な避難場所を確保し、住民が効果的に避難できるよう防災意識の向上に努めます。また海岸や河川の保全施設等の整備を行い津波被害の軽減に努めます。
- ・災害時に国や他県からの広域的な応援を速やか、かつ、円滑に受け入れるための防災拠点や輸送拠点、緊急輸送道路の整備や耐震化など、広域受援対策を推進します。

◇土砂災害対策

- ・砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害特別警戒区域など、がけ崩れや土砂流出などの災害発生のおそれのある地域については、建築物の立地を制限するとともに、必要な対策事業の実施を推進します。
- ・土砂災害防止対策工事も引き続き行っていますが、土砂災害警戒避難体制の整備などソフト対策も進めていきます。

◇浸水被害対策

- ・都市計画区域の溢水や湛水など、水害の危険のある土地の区域については開発を抑制します。また、河川や下水道の整備を進め、水害を防止します。
- ・須崎港湾口防波堤の粘り強い構造化を進めます。

◇地域防災力

- ・自主防災組織の組織率は圏域構成市町村でおおむね100%となっています。今後は、市町村内の一定の地区の居住者および事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度（災害対策基本法：平成26年4月）の導入を検討するとともに、ハザードマップなど防災情報の周知徹底、避難訓練の継続実施などの取り組みにより、日頃からの防災意識を醸成し、地域防災力の向上に努めます。

4-5 福祉のまちづくりに関する都市計画の方針

あらゆる人が利用しやすいように配慮したユニバーサルデザイン*のまちづくりを促進します。

◇主な対策

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー*法）」や「ひとにやさしいまちづくり条例」などに基づいて、すべての人に快適な生活環境づくりを推進します。
- ・高齢者や障害のある人等が快適な生活ができるよう、住宅のバリアフリー化など居住環境の整備を推進します。
- ・道路や公園などの都市施設、病院などの公益施設やバス、鉄道などの公共交通のバリアフリー化を推進します。

4-6 都市景観に関する都市計画の方針

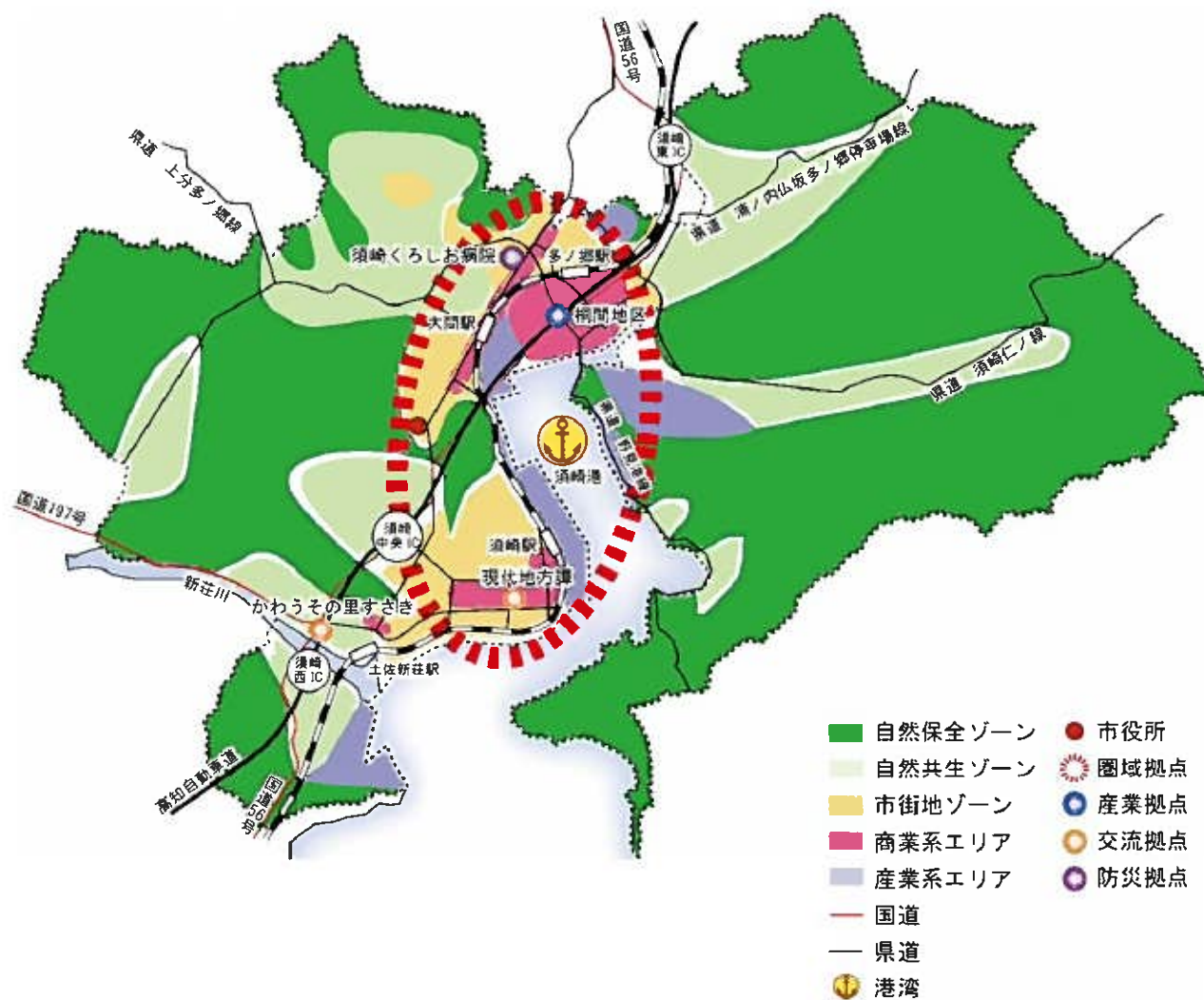
中土佐町の久礼港区域や、中土佐町および四万十町の四万十川流域は、国の重要文化的景観の指定を受けています。

これらの区域においては、建物の更新や道路等の都市基盤の整備にあたり、文化的景観の保全に努めるとともに、観光資源としての利活用を図り、圏域の交流人口の増加につながるような取り組みを行います。

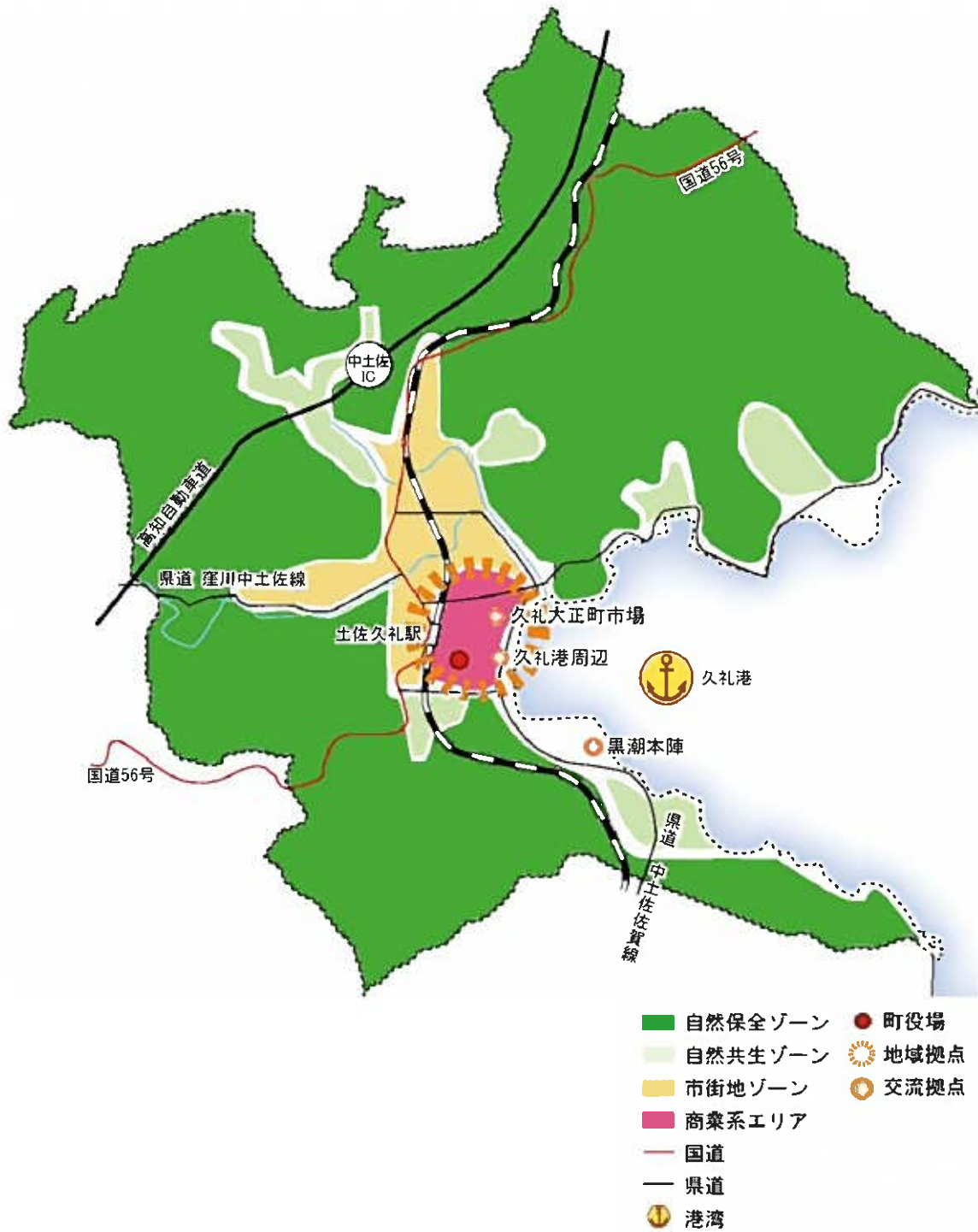
また、市町村の景観行政団体*への移行・普及に努め、景観計画*等の策定を促進し、都市景観の向上を図ります。

4-7 まちづくりの方針図

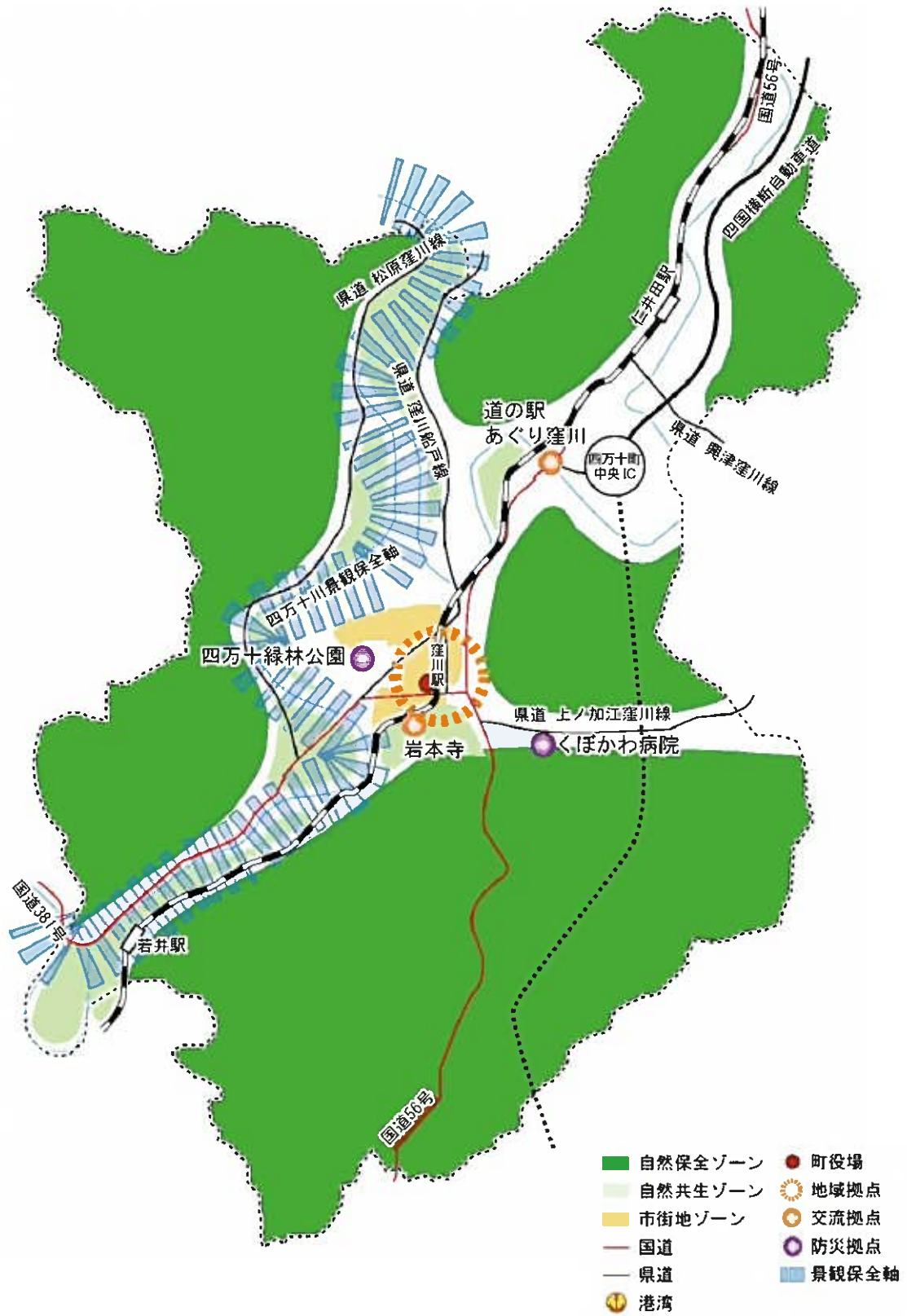
■須崎都市計画区域



■ 中土佐都市計画区域



■窪川都市計画区域



5 協働のまちづくりについて

行政の情報を住民が知り、また住民の意見をまちづくりに反映させ、住民に身近でより質の高いまちづくりを展開するため、「住民」と「行政」がまちづくりを計画の段階から共に検討していけるような仕組みづくりを推進するとともに、住民と行政、民間の事業者などの専門家、さらにそれを横につなぐまちづくりNPOなど、それぞれの役割分担と協働によるまちづくりに取り組んでいきます。

a) 自分たちのまちを知る

住民主体のまちづくりを進めるには、自分たちのまちのよいところや、悪いところなどを知ることが大切です。

【主な対策】

- ・住民が参加する自分たちのまちの魅力発見（まちかどウォッチングなど）
- ・ワークショップの開催（意見の集約）、まちづくりについての意見交換

b) まちづくりを学ぶ

まちづくりについての住民意識は徐々に高まりつつありますが、一方では、まちづくりへの参加者は一部の人に限定されている、といったことも見受けられます。

「まちづくりはひとづくり」という観点から、都市計画やまちづくりについて積極的に情報を提供し、まちづくりに携わる人材の育成を図ります。

【主な対策】

- ・まちづくりリーダーと市民ボランティアの育成
- ・先進地の視察やまちづくり研修会、まちづくり説明会や公聴会の開催

c) まちづくり組織と連携

まちづくり協議会やまちづくりNPOなど、さまざまな形でまちづくりに参加している組織があります。住民意見をまちづくりに反映させるためには、これらの組織の活用が不可欠であり、積極的にまちづくり活動を支援していきます。

【主な対策】

- ・まちづくり協議会やNPO、防災ボランティアや観光ボランティアとの連携
- ・町内会や老人会などのまちづくりへの積極的な参加

d) まちづくりへの参加

イベントや委員会などに参加しやすい仕組みをつくることにより、住民主体のまちづくりの実現を図ります。

【主な対策】

- ・都市計画審議会委員やまちづくり委員の公募、まちづくりイベントの実施
- ・まちづくりボランティアやまちづくりリーダーの育成
- ・行政も地域に積極的に入り、住民とのコミュニティをつくる
- ・新聞やテレビ、インターネットなどを活用して都市計画についての情報を提供し、意見を募集する

参考資料

用語解説集

■都市計画区域マスタープラン（P1）

都市計画区域マスタープランとは、都市計画法に定められた「都市計画に関する基本的な方針」のことをいいます。このなかで、都市の目標、区域区分の有無、主な都市施設の決定の方針を定めることになっています。

■都市計画区域（P1）

都市計画を総合的に進める区域全体のことをいいます。市町村の中心市街地を含み、自然や社会的条件などからみて、一体の都市として総合的に整備、開発や保全する必要がある区域のことです。

■幹線道路（P1）

都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路のことです。

■都市施設（P2）

良好な都市環境を保持するための施設の総称です。

- ・道路、駐車場、駅などの交通施設
- ・公園、緑地などの公共空地
- ・水道、下水道、ごみ焼却場などの供給・処理施設
- ・河川、水路など
- ・学校・図書館などの教育文化施設
- ・病院・保育所など
- ・市場・と畜場・火葬場
- ・住宅団地
- ・官公庁施設
- ・流通業務団地

等

■市街地開発事業（P2）

都市内で低層の木造住宅が密集するなど、健全な土地利用が行われていない場合、耐火による建物の中高層化や、公園などの公共施設を含んだ整備を行い、良好な市街地を形成する事業のことをいいます。

■高齢化（P2）

高齢化社会とは、総人口に対する65歳以上の人口の割合（以下、「高齢化率」といいます。）が、7%以上14%未満である社会をいいます。また、高齢化率が14%以上21%未満の場合は「高齢社会」、高齢化率が21%以上を超える場合は「超高齢社会」と呼ばれています。

■区域区分（線引き）（P2）

計画的に市街化を進めるために都市計画区域において、市街化を進める区域（市街化区域）と、市街化を抑制する区域（市街化調整区域）のふたつに土地利用を区分します。この区分のことを区域区分といいます。一般には「線引き」ともいいます。

■用途地域（P6）

都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される12種類の都市計画の総称です。用途地域ごとに、建築物の用途や容積率、建ぺい率等の制限が定められています。

■公園の種類（P14）

公園は、法律上いろいろな種類のものに分けられます。このうち、都市公園法で定められた都市公園では、公園の規模によって、さらにいくつかに分類されています。街区公園や、近隣公園もそのうちのひとつです。

・街区公園

もっぱら周辺に居住する者のためにつくられる公園です。大体250m圏内での利用を想定していますので、散歩や、子供達の日常の遊びなど、最も地域に密着した公園といえます。以前は児童公園という呼び名でしたが、平成12年より名称が変更されました。

・近隣公園

街区公園よりも、もう少し規模が大きく、大体500m圏内での利用者を想定した公園です。

・地区公園

近隣区域よりももう少し規模が大きく、大体1km圏内での利用者を想定したもので、公園面積は4ヘクタールを目安としています。1km圏内は、おおよそ小学校区の4校区分に相当します。

・総合公園

都市住民全体の休息、観賞、散歩などを目的とした公園で、公園面積は、10～50ヘクタールを目安としています。

・特殊公園

風致公園、動植物公園、歴史公園、都市林などを総称した公園です。

■中心市街地（P16）

都市の中心部にあつて、小売商業や都市機能が集積し、都市計画区域内での中心的な役割を果たしている区域のことをいいます。しかしながら、これまで果たしてきた役割も中心部での人口の減少、郊外部への商業機能の移転などの問題を抱えています。

■公共下水道（P23）

主として市街地における家庭や工場からの排水を処理することを目的として整備されるもので、該当する市町村が整備や管理をします。

■都市計画道路（P23）

都市計画において定められる都市施設の一種のことで、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類があります。

■土地区画整理事業（P23）

土地区画整理法に基づく事業のことを示します。土地所有者等から土地の一部を提供してもらい（被歩）、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用増進を図ることを示します。

■人口と産業の見通し（将来フレーム）（P34）

都市を計画し、実現するには長い期間が必要です。当初の計画の段階で、実現時点での都市の様子を想定し、これをもとに計画を策定していく必要があります。このとき、設定する将来のことを目標年次といい、このとき想定する都市の規模のことを将来フレームといいます。人口であれば人口フレーム、産業であれば産業フレームといいます。

■低・未利用地（P33）

「低・未利用地」とは、市街地内で、更地や遊休化した工場跡地、青空駐車場など、有効に利用されていない土地のことをいいます。低・未利用地は、地域の活性化や地域のまちづくりのため、その有効活用のあり方が求められています。

■多自然川づくり（P40）

河川全体の自然の営みを視野に入れながら、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮しながら、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために河川管理を行うことをいいます。

■地域防災計画（P43）

災害対策基本法に基づき、自治体において策定される計画で、行政が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

■事業継続計画（BCP）（P44）

大規模な災害・事故・システム障害が発生した場合に、企業や行政組織が基幹事業を継続したり、早期に事業を再開するために策定する行動計画をいいます。事前に業務の優先度を確定し、バックアップシステムの整備や要員確保などの対応策を立てておくことで、被害やサービスの受け手への影響を最小限にとどめることができます。

■バリアフリー（P46）

高齢者や障害者にとっての障壁となる、段差等の物理的障害が除去された空間や環境のことをいいます。

■ユニバーサルデザイン (Universal Design) (P46)

従来バリアフリーという言葉が知られていましたが、バリアフリーが、特定の人のための対策であったのに対し、ユニバーサルデザインは、すべての人が同じ条件で利用できるように計画することを意味しています。

例えば、建物の段差に対して、「障害のある人のために」部分的にスロープをつける（バリアフリー）と、そのスロープは障害のある人だけが使うことになってしまう可能性があります。最初から全体をスロープ構造としておけばすべての人たちが使う（ユニバーサルデザイン）ことになり、分けへだてなく誰でも施設利用できる環境が整うことになります。

■景観行政団体 (P46)

景観行政団体（けいかんぎょうせいだんたい）とは、景観法により定義される景観行政を行う行政機構をいいます。都道府県のほか、政令指定都市、中核市が基本的にその役割を負うこととなります。ただし、景観法に基づいた規定の事務処理を行うことを都道府県知事と協議し、同意を得た市町村の区域に当たっては、それらの市町村が景観行政団体となります。

■景観計画 (P46)

景観法に基づいた項目に該当する区域（「景観計画区域」といいます。）において、景観行政団体が定める景観計画を行います。景観計画区域に指定された区域では、建築や建設など景観にかかわる開発を行う場合は、設計や施工方法などを景観行政団体に届け出るなどの義務が生じることになります。

■NPO (Non-Profit Organization) (P50)

NPOとは「特定非営利活動促進法」により裏付けされた民間非営利組織で、収益事業を行いながらその収益を社会的活動に活かしていくもので保健福祉や文化振興、まちづくりや災害救助などの広い分野で活動を行います。

平成 29 年 3 月
高知県 土木部 都市計画課

〒780-8570

高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2-20

TEL:088-823-9846 FAX:088-823-9349

E-mail:171701@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ:<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171701/>

